

# 女性史研究

特集・高群逸枝（橋本イツエ）氏を偲ぶ



第4集

編集・家族史研究会

# も く じ

…………… 特集・高群逸枝（橋本イツエ）氏を偲ぶ ……………

家族のゆくえ	西村 汎子	1
族内婚と族外婚 — 高群逸枝氏のばあい —	石原 通子	2
ききがき「逸枝さんの思い出」	緒方 和子	27
『今昔の歌』によせて	中山 そみ	28
「母性論争」の史的整理	山崎 万里	29
高群逸枝（本名・橋本イツエ）年譜稿	犬童 美子	36
「高群逸枝雑誌」総目次	編・立山ちづ子	43
あづまの女たち	脇本登亀子	53
志賀島の山道で	山崎 もと	54
つらつらツバキ	川上 淳子	55
フィリピンの原住民をたずねて	林 葉子	56
オーストラリアの社会組織	訳・卯野木盈二	61
母たち（その3）	訳・石原 通子	68
モルガンのこと	緒方 都	80
モルガン	訳・犬童 信義	83

# 家族のゆくえ

西村 汎 子

高群逸枝は『女性の歴史』の中で、将来「経済性が共産型となるとき、族制は母系型となる」と予測していた。最近、私は現代の家族構成と家族観を調べる機会があつたが、調べてゆくうちに、現代の核家族が、予想以上にさまざまな波紋を生んでいることに気がかされた。

核家族が増えた結果、ひとり暮らしや老夫婦だけの世帯が年々増えて、問題になっている。別居している老人の四割は、子供との同居を望みながら、かなえられずにいる人びとである。諸外国と比べると、日本では老人と子の同居率は五四％で、アメリカの二八％、イギリスの四二％、デンマークの二〇％などより、かなり高い方である。しかし、別居している老人と「最も近くに住む子供との距離」を見ると、米・英・デンマークでは、歩いて一〇分以内が四割強で三十分以上が三割であるのに、日本では一〇分以内が三割弱、三十分以上が五割を占めている。したがって、「老人が子供と最後に逢つた時」は、米・英・デンマークで七日以内が八割で、一カ月以上が一割であるのに、日本では七日以内が五割で、一カ月以上が二割もある。日本の別居老人は孤独である。

近頃の新聞を賑はしている母親の育児ノイローゼによる子殺しも、核家族による影響が大きい。三世代世帯なら、祖父母の身近かな手助けや助言が得られるので、母親が一身に育児の責任を背負つての育児不安も起こりにくかつたであろう。共働らぎの家庭で、老人と一緒になつたために、子供が落ち着いて優しくなつたとの報告もある。昨年のNHKの世論調査では、「子供のしつけのためには大家族の方がよい」という人が六九％で、「核家族の方がよい」二三％を大きく上まわつた。

同じ同居なら、娘との同居の方が嫁姑のまさつも避けられ、母から娘への育児伝承も自然に行われる（もつとも母と娘の仲が良すぎて、夫が疎外感を感じる例もあるが）。しかし目下のところ、老婦人の子との同居は、息子夫婦とが六七・四％で、娘夫婦と一二・九％より依然として多い。

若人の希望は別居が断然多いから、核家族化の傾向は急には変らないであろうが、核家族すなわち進歩的と言つた考え方が、そのまゝ通らなくなつてゐることはたしかである。どういふ家族形態が最も自然で豊かな家庭生活を保証するのか、歴史を研究する中からも模索してゆきたいと思ふ。

# 族内婚と族外婚

石 原 通 子

——高群逸枝氏のばあい——

\*\*\*

内実践と外実践は、けっして切り離して絶対的に定義しうるものではなく、自己と他者に対する両義的關係の相補的な二相としてのみ定義することができる。それはモルガンがマクレナンに対する批判で証明したところである。

——レヴィ・ストロース——

(一)

高群逸枝氏は、婚制や族制の世界史的法則性については、「モルガン・エンゲルスの考えたところに、ほとんど一致することとなった」と、論文『婚姻——母系制の問題』<sup>(1)</sup>でべている。この論文は『女性の歴史』中巻が出版された年の翌年にかかれたものである。

たしかに『母系制の研究』一九三八（昭和一三）年から、戦後の『日本婚姻史』一九六三（昭和三八）年にいたる諸著作において、婚姻の発展史の初期の段階については、モルガン・エンゲルスの学説にみられる発展図式をもちいて記述されている。

高群氏の処女作『母系制の研究』一九三八（昭和一三）年では、つぎのようにモルガンにふれている。

「第三節 大化改新後の家族制」では、「モルガンの古代社会によれば、(一)血縁家族、(二)プナルア家族、(三)偶婚時代、(四)一夫一婦婚家族というやうに、人類が経てきた幾つかの集団形態があり、この中、偶婚時代までは大体母系であつて、一夫一婦家族から父系家族制度が始まるとされるやうである」<sup>(2)</sup>とし、山本琴・佐々木巖訳『古代社会』下巻一七一―三九九頁をあげている。

ここにしめされている以外に、モルガンは(三)と(四)とのあいだに *Patriarchal Family* (家父長的家族)<sup>(3)</sup> をおいている。

つぎに、この国の原始社会に氏族や胞族を想定するために、モルガンの『古代社会』を引用して、つぎのようになっている。

「モルガンは氏族を規定して、『共通の氏族名』を有する集団といふ」<sup>(4)</sup> だがモルガンからの引用ページが書いてない。

モルガンが文明以前のギリシア部族の統治形態の方式について、「第一に、一つの共通の氏族名をもっている血族者の集団である氏族」<sup>(5)</sup>と書いているところから持ってきたのではないかと思われるが、「集団」と「血族者の集団」では意味がちがってくる。モルガンは「だから氏族は、おなじ共通の祖先から出自した血族者の一集団であり、氏族名によつて区別され、血縁によつてむすばれている。それはこのような子孫の半分だけをふくんでいる。太古代においては普遍的であつたやうに、出自が母系であるところでは、氏族は一人の仮想の女祖先と彼女の子どもたち、かぎりなくつづく女とおしての、彼女の女の子孫の子どもたちから構成されている」<sup>(6)</sup>とのべている。たんに共通の氏族名をもっているものの集まりが氏族であると規定している高群氏の記述は、あまりにも説明不足のように思われる。胞族については、「モルガンは胞族を規定して、『社会上又は宗教上の目的のために結合した諸氏族の集合団体』といふ」<sup>(7)</sup>と高群氏はのべている。

この箇所も注記がないが、氏族についてさきに引用した箇所のつぎに、「第二に、社会的および宗教的な目的の

ために結合した諸氏族の集合体である胞族」<sup>(8)</sup>とあるところの引用と思われる。これは統治形態の方式について書いているのであって、胞族を規定しているとはいえない。また高群氏は胞族を諸氏族が社会上または宗教上の目的のために結合した集合体であると理解しているようであるが、モルガンによると胞族は、「各胞族の諸氏族は、原初的な一族の細分であった」<sup>(9)</sup>、「おなじ胞族のなかの諸氏族はたがい兄弟の諸氏族であり、他の胞族の諸氏族にたいしては従兄弟の諸氏族である」<sup>(10)</sup>とのべている。ここらばらの氏族が寄り集まって、一つの胞族をつくったのではなく、「成員たちの増加のため諸氏族の細分のとど、それらすべてに共通な諸目的のために、もつと高度の組織に再結合しようとする自然的傾向があった」<sup>(11)</sup>ので、胞族の規定として高群氏が引用しているところだけでは十分ではないように思われる。

以上がモルガンについてふれているところであるが、このように『母系制の研究』では、モルガン学説をじぶんの都合にしたがって利用していることがわかる。そのうえ、ここでは族内婚・族外婚の用語はもちいられていない。またエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』にはふれられていない。したがって戦前の高群氏における限界もかんじられ、一五年後の『招婚婚の研究』にくらべるとき、ひらきがみられる。

- (1) 「解釈と鑑賞」誌一九五六年一〇月号一七頁
- (2) 『高群逸枝全集』第一卷一一頁
- (3) L. H. Morgan, *Ancient Society*, Holt ed., p. 28. 青山道夫訳『古代社会』上巻五一—五三頁。なお「(三) 偶婚時代」と高群氏が書いているのは、*Syndyasmanian Family* (対偶家族)のあやまりであろう。
- (4) 『高群逸枝全集』第一卷二七一頁
- (5) L. H. Morgan, p. 66. 青山訳本上巻一〇一頁
- (6) L. H. Morgan, p. 63. 青山訳本上巻九八頁。なお氏族名について、「モルガンに依れば、アメリカのセネカ族中の八氏族は、狼、熊、海亀、海狸、鹿、鷲、鷹、鷹であるといふ」と高群氏はいっているが、「鷲」氏族は

「鴉」氏族のあやまりであるとする。六番と七番が入れかわっている。L. H. Morgan, p. 70. 青山訳本上巻一〇六頁

- (7) 『高群逸枝全集』第一巻二七一頁
- (8) L. H. Morgan, p. 66. 青山訳本上巻一〇一—一〇二頁
- (9) L. H. Morgan, p. 90. 青山訳本上巻一三二頁
- (10) L. H. Morgan, p. 90. 青山訳本上巻一三二頁
- (11) L. H. Morgan, p. 91. 青山訳本上巻一三二頁

## (二)

戦後の労作である『招婿婚の研究』一九五三（昭和二八）年では、高群氏は日本婚姻史の体系づけをおこない、開始から現代までを「日本婚姻史表」として図表にあらわしている（第1表）。これによると、原始時代の初期を「族内」とし、それ以後から鎌倉までを「族外」としている。

四九—七〇頁にかけて、この図表についてのくわしい説明がされているが、それによると、「第一節 祖型の一——血縁群婚（族内群婚）」、「第二節 祖型の二——半血縁群婚（族外群婚）」という大きい項目がみられる。

「血縁群婚（族内群婚）」とはどのようなことを意味するのであるうか。この用語は、さらに「無自覚的血縁群婚」と「自覚的血縁群婚」にわけられている。

「私の婚姻史体系では、招婿婚発現に先行して、群婚期を仮定し、その群婚期の初期に雑交期をみる」<sup>(1)</sup>としていて、「無自覚的血縁群婚」とは「雑交」のことをいっているのであり、「自然律下におこなわれる一種の瞬間的恋愛関係の現象であろう。群時代の婚姻は、その生活様式が自然的な共同体であるのに適応して、しぜんこうならざるをえまいと想像されるのである。つまり雑交は、群（ホルド）に即したその初期の婚交形態であった。そこにはもちろん

第 1 表 日 本 婚 姻 史 表

時 代				婚 姻						
政 治	社 会	族 制	系	形	態	範 疇	婚 所	住 所	世 帯	備 考
推古 以前	原始 〔共有〕	(群)		群 婚	血 緣	族 内	群	群	群	
		氏族	母 系		半 血 緣					
飛鳥 奈良	原始 古			氏族 崩壞	父系 母系	招 婚 婚	自 由 的 多 夫 一 妻	族 外 (母系婚)	妻 家	妻 家
		1 忍び 2 忍び 妻問 妻問	對 偶 自 然 的 自 然 的 自 然 的 自 然 的			3 前 4 純 5 經 6 所 取 取 取 取 取 取				
平安 鎌倉	亞 原始 古	氏族 崩壞	父系 母系	招 婚 婚	取 婚 婚 婚 婚 婚 婚	族 外 (母系婚)	妻 家	妻 家	夫 婦 (係世帯を打 女數代含)	亭主 避居
室町 江戸					家 族					
東京	資 本 〔男女 私有〕	家 族 崩壞	〔新憲 法〕 双 系	相 互 婚 婚	寄 合 婚 婚	〔双系 婚〕	公 共	新 居	夫 婦 單 一 (未成 年)	私 婚



ん母子の事実と現象とはあつたが、またそのことが群生活者相互間に血縁観念をもたらすまでにはいたつていなかつた」<sup>(2)</sup>と説明している。

高群氏がいう「無自覚的血縁群婚・雑交」とは、モルガンのいう *Promiscuous Intercourse* (乱婚) にあたるとみられる。

モルガンは乱婚について、「それは集団の共同生活のためと、彼らの共同の妻たちを社会の暴力から保護するため、数人の男たちにおける契約の性質をもっていた」<sup>(3)</sup>、「それは限定された、またもつともせまいものではない範囲のなかでの乱婚をみとめた。そしてそれは、有機的組織をとおして、防御しようとしたいっそう悪い状態をしめしている」<sup>(4)</sup>「乱婚は血族家族に先行する必然的な状態として、理論的に推論される」<sup>(5)</sup>と書いている。高群氏は、モルガンのこの考えを肯定して、日本の原始時代にも、この乱婚の段階があつたものとして、さきのようなちがつた用語をつくりだして言いかえているのである。

つぎの段階として「自覚的血縁群婚」を置いている。これは「世代別婚は、母子(ないし母子階層)が禁婚されて、母は母の世代、子は子の世代の者とだけに、婚姻の範囲が制限されることからはじまる。そこには、兄弟姉妹婚——広義の——が展開する」<sup>(6)</sup>「ここにはじめて母子間の禁婚を契機として、婚姻における一の制度が芽生えた。これは混沌たる群生活の内部に年令階級を分化し、類別的親族観念を芽生えさせることとなつた」<sup>(7)</sup>とのべている。

モルガンは、「一集団のなかでの直系や傍系の兄弟たちと姉妹たちの交婚」<sup>(8)</sup>であると血族婚をいっているから、高群氏の「自覚的血縁群婚・世代別婚」とは、モルガンの *Consanguine marriage* (血族婚) のことである。ここでもみずから造りだした用語でいいかえて、日本の原始時代にはめこんだわけである。

このように、高群氏はモルガンの乱婚と血族婚とを独特の用語でいいかえて、群のなかでの婚姻ということで「族内群婚」というのである。

つぎに、高群氏の「半血縁群婚(族外群婚)」の段階になるといふのは、どのようなことを意味するのであろうか。

「群が定着し分岐して、聚落をなすようになる」と、群内の婚姻はタブーとなり、性交は分岐した群（後には近隣の他群もいれて）とのあいだでおこなわれることとなる。これを半血縁婚と名づける。モルガンではプナルア婚といい、たとえば甲群の兄弟と乙群の姉妹とが集団的に婚姻するようなのをいう。女性の側からみれば、自己は自己の姉妹とともに、他群の全男子を夫とするのであつて、つまりこれは前代血縁群婚方式の延長にはかならない。ただ、ちがうのは、婚姻の範囲が族外的にひろげられたことで、すなわち、ここから同居体血族の禁婚という原理——したがつて招婿婚全期をつうじての母系近親婚の禁忌という原理——が、めばえた」<sup>(9)</sup>と書いている。

いままで族内婚であつた集団が、「肉親的自覚」<sup>(10)</sup>によつて、他の族内婚の集団と交婚するようになって族外婚となつたとし、これがモルガンのプナルア婚に相当するとするのである。

プナルア婚のあとに対偶婚を置き、これが鎌倉時代までつづくとし、この二つの婚姻形態をじぶんの集団のそとのものと婚姻するということで、「族外群婚」とするのである。

- (1) 『高群逸枝全集』第二卷四九頁
- (2) 同上
- (3) L. H. Morgan, p. 501. 青山訳本下巻三三二頁
- (4) L. H. Morgan, p. 501. 青山訳本下巻三三二頁
- (5) L. H. Morgan, p. 502. 青山訳本下巻三三三頁
- (6) 『高群逸枝全集』第二卷五〇頁
- (7) 同上
- (8) L. H. Morgan, p. 502. 青山訳本下巻三三三頁
- (9) 『高群逸枝全集』第二卷五五——五六頁
- (10) 同上五六頁

(三)

『女性の歴史』上巻一九五四（昭和二九）年をみていきたい。

この著作には「日本婚姻史表」はないが、『招婚婚の研究』でのべられていることと、すこしちがつている。

「群だけで彷徨している時代には、前にみたように、分岐群とも分離してしまうのだから、いきおい群内婚に終始していた」<sup>(1)</sup>。ここでは「群内婚」という言葉がでてくるが、五六頁には「族内群婚（血縁群婚）」の用語があらわれていて、『招婚婚の研究』とおなじであることがわかる。

それでは『招婚婚の研究』での「無自覚的血縁群婚・雑交」は、どのようになっているのであろうか。

「群の時代のさいしょの性交方式はわからないが、たぶん乱婚といわれる方式であつたろうという。しかし、乱婚というよりも、私は純自然婚といたい」<sup>(2)</sup>として、「無自覚的血縁群婚・雑交」という用語をもちいなくなり、モルガンの乱婚という用語にかえながらも、「純自然婚」という独自の用語をもちいたのである。

おなじ族内群婚のなかの「自覚的血縁群婚」の用語ももちいらなくなり、「そのうちに、母子の禁婚とか、同母兄妹の禁婚とかの傾向が生まれてくると、群内婚はしぜん狭隘なものとなる」<sup>(3)</sup>というように、ただ「母子の禁婚」というような説明だけになっている。

「族外群婚・半血縁群婚」は、どのようにいつているのであろうか。

「土地への群の定着性がましてきて、分岐群とも分離してしまわず、隣合わせに住めるようになる。そこで、分岐群とのあいだに族的な結成もおこなわれるし、そのクサビとしても、相互間を通婚圏とする必要がおこってくる。つまり、この段階で、群は自群内での婚姻を禁止し、他群つまり分岐群とのあいだでの群婚をはじめることとなる。こうなると、甲群の全男子は、乙群の全女子と夫婦であり、乙群の全男子は甲群の全女子と夫婦なのである」<sup>(4)</sup>とのべている。

つぎに「族内群婚（血縁群婚）」は、主として分岐族との間の族外群婚（垂血縁群婚）へと推移して、ブナルア時代となる。<sup>(5)</sup>『招婿婚の研究』での「半血縁群婚」がもちいられなくなり、「垂血縁群婚」とあらためられている。この族外群婚（ブナルア式）での連帯婚が、「全招婿婚期（南北朝頃まで）にわたって遺存する」<sup>(6)</sup>とされているので、族外婚の時代とされる範囲は『招婿婚の研究』とおなじである。

(1) 『高群逸枝全集』第四卷三二頁

(2) 同上五四頁

(3) 同上三二頁

(4) 同上

(5) 同上五六頁

(6) 同上五九頁

#### (四)

『日本婚姻史』一九六三（昭和三八）年では、どのようになっているのであろうか。

「日本の婚姻史は、後出の表にみられるように、だいたい婿取式（母系型）と嫁取式（父系型）と寄合式（個人型）との三段階に大別され、その前提に群婚を想定する。群婚は、族内婚と族外婚の二期に分かたれる」<sup>(1)</sup>として、『招婿婚の研究』での「日本婚姻史表」を書きあらためている（第2表）。

この図表では、原始時代を族内婚と族外婚にかけているが、『招婿婚の研究』では鎌倉時代までを族外婚としていたものをやめて、原始時代に限定しているところに進歩のあとがうかがえる。また、これまでモルガンの「乱婚」の段階をあらわす用語として、『招婿婚の研究』では「無自覚的血縁群婚・雑交」を、『女性の歴史』では「乱婚・純自然婚」をもちいてきたが、ここでは「族内婚の初頭、つまり婚姻制の発芽期については、いまのところ不明であり、

第2表

日本婚姻史表

時代	原始 <small>〔無土器 縄文 弥生〕</small>		大和 <small>〔古墳〕</small>	飛鳥奈良平安 <small>〔初〕</small>	平安(中)	平安(末)	鎌倉南北	室町安土桃山江戸	明治大正昭和
種別	族内婚	族外婚	妻問婚 <small>&lt;通い&gt;</small>	前婿取婚	純婿取婚 <small>婿取婚 &lt;住み&gt;</small>	經營所婿取婚	擬制婿取婚	嫁取婚	寄合婚
	群婚		対偶婚 <群婚の多妻多夫遺存>					一夫一婦(蓄妾)婚	純一夫一婦婚
族制	群	母系氏族	父系母所 <small>&lt;過渡的父系氏族=氏族崩壊&gt;</small>					父系 <small>&lt;家父長&gt;</small>	双系
型式	婿取式 <small>〔母系型〕</small>						嫁取式 <small>〔父系型〕</small>	寄合式 <small>〔個人型〕</small>	
婚主	神 <small>〔集団〕</small>	妻方の族長		妻方の母	妻方の父			夫方の家父長	相互
夫婦	同居	別居		過渡期 <small>&lt;子は妻方&gt;</small>	同居			<small>&lt;子は夫方&gt;</small>	
財産	個人所有		族長所有 <small>&lt;亜共同所有&gt;</small>	長者所有 <small>&lt;男女分額私占&gt;</small> <small>(律令制)</small>			家父長所有	個人所有	
時代区分	A	原始 <small>&lt;部族連合&gt;</small>		古代			封建	近・現代	
	B	原始		古代 <small>&lt;奴隸制&gt;</small>			中世 封建 近世	近・現代	
	C	原始		封建 <small>(奴隸制とびこえ)</small>				近・現代	

こんごの開拓が期待される」<sup>(2)</sup>と、今まで造りだしてきた用語をすべてつかわないという慎重な態度があらわれてきている。

モルガンの「血族婚」の段階については、『招婚婚の研究』では「自覚的血縁群婚」といい、『女性の歴史』では用語をとくにもちいずに、「母子禁婚」ということばだけになっているのであるが、これが『日本婚姻史』では「実母子族禁婚」という表現にかわってきている。「わが国では、後の俗から逆推していうと、親世代と子世代——つまり異世代間（おじとめい、おばとおいなど）の禁婚はおこなわれておらず、実母子族の禁婚のみが著明にみられる」<sup>(3)</sup>としていて、当時の異世代婚についての研究もくみいれられているように見えるが、異世代婚という用語をもちいない。この「族内婚」としている段階で「血縁群婚」という用語もはぶかれていて、「族内婚」の用語だけで統一された形にされている。

これは高群氏の研究の深まりを意味すると思われる。日本の婚姻史をみるとき、原始時代を実証することができないこと、推論することさえむづかしいこと、さらにモルガン図式を日本の原始にはめこんでよいかどうかなど、そのむづかしさを感じてきたものと思われる。

族外婚については、二〇—三一頁に説明されている。

「生産力の増大、人口の増加から、群はようやく孤立性、移動性をなくし、かつては別れ去った分岐群も、いまは隣りあつて集落をつくるようになる。この段階で群は族内婚から、隣群との族外婚に進む」<sup>(4)</sup>と記述していてこれまでの表現とおなじである。だが、この族外婚をいままではプナルア婚で説明していたのであるが、つぎのように大きな進歩がうかがえる。

「この段階では、通婚関係にある男女は、各自別群に所属している。だから子は当然母の群に生まれて育ち母の族員となることにより、母系氏族制がはじまる。つまり群はここで氏族となり、氏族は母系によつて継承されることになる」<sup>(5)</sup>と、『招婚婚の研究』においても、『女性の歴史』においても、プナルアの用語を多くもちいてきたが、『

『日本婚姻史』では、ほとんどもちいられなくなり、族外婚の段階を母系氏族制がはじまるとして、氏族組織によって説明していることは、研究の深まりを感じさせる。

(1) 『高群逸枝全集』第六卷九頁

(2) 同上

(3) 同上二〇頁

(4) 同上二〇頁

(5) 同上二二頁

### (五)

以上のように、高群氏の研究のあゆみをたどってきたが、この高群氏の用語のうつりかわりをモルガンの用語と対比して、一覧表にしたものが第3表である。

モルガン図式を、戦前の一九三八(昭和一三)年の『母系制の研究』で利用しはじめてから、一五年経過した戦後の一九五三(昭和二八)年に『招婿婚の研究』の「日本婚姻史表」のなかに、高群氏じしんの独特の用語で書きかえてはめこんでいき、つぎに『女性の歴史』をあいだにはさみながら、一〇年後の一九六三(昭和三八)年の『日本婚姻史』で、もう一度、図表をつくりなおすという研究のあとをたどつてみると、高群氏がモルガン理論をどのように理解しているか、またそれを日本の原始時代にあてはめるために、どのように苦労しているかがよくわかる。

一貫していえることは、高群氏は原始社会を族内婚と族外婚の二つの段階にわけていることである。

それにしてもモルガンは『古代社会』のなかで Endogamy (族内婚) や Exogamy (族外婚) という用語をもちいていない。

intermarriage in the gens is forbidden 「氏族のなかでの交婚は禁止されている」<sup>(1)</sup> the rule requiring

第3表

高群逸枝氏による族内婚・族外婚の用法とモルガンとの対比

『古代社会』 1877 (明治10年)	乱 婚 Promiscuous intercourse	血 族 婚 Consanguine marriage	プナルア婚 Punaluan marriage	対 偶 婚 Syndyasmian marriage
『招婿婚の研究』  1953  (昭和28年)	族内群婚・血縁群婚		族 外 群 婚	
	無自覚的血縁群婚 雑 交	自覚的血縁群婚 (母子禁婚)	半血縁群婚 プナルア群婚	招 婿 婚 対 偶 婚
『女性の歴史』  1954  (昭和29年)	族内群婚・族縁群婚		族 外 群 婚	
	乱 婚 純 自 然 婚	(母子禁婚)	亜血縁群婚 プナルア群婚	招 婿 婚 対 偶 婚
『日本婚姻史』 1963 (昭和38年)	族 内 婚		族 外 婚	招 婿 婚
	(不 明)	(実母子族禁婚)	(母系氏族)	対 偶 婚



marriage out of the gens 「氏族のそとでの婚姻を要求する規則」<sup>2)</sup> というような表現がつかわれているだけである。<sup>3)</sup>

Endogamy (族内婚) と Exogamy (族外婚) の用語は、J・F・マクレナンが、一八六五年刊の『原始婚姻』でもちいたのが最初である。その後、マクレナンは『古代史研究』を一八七六年に刊行するのであるが、この著作にはさきの『原始婚姻』がそのまま再録されている。モルガンは『古代社会』の印刷中に、この『古代史研究』を入手したが、このマクレナンの著作のなかで、モルガンの『人類家族の血族と姻族の諸名称体系』一八七〇年刊がたんに仮説だけでなく、全著述のすべてがまったく非科学的であると非難されていることを知り、マクレナンによる批判にたいする反駁を徹底的におこなうことになる。それが『古代社会』のなかに「J・F・マクレナン氏の『原始婚姻』」と題して特別の注として書きくわえられた<sup>4)</sup>。これは一つの論文といえるくらいに長いもので、高群氏もみおとすはずはないと思われる。

モルガンは、マクレナンがつかった造語「族内婚」と「族外婚」が氏族とは無関係にのべられ、Endogamous tribes (族内婚的部族) とか Exogamous tribes (族外婚的部族) とかいうようにもちいられていて、氏族組織についての概念が確立されていないとする。そしてモルガンは「族内婚」と「族外婚」について、はっきりと定義づけている。

「もし彼〔マクレナン〕が、諸氏族から構成される部族であるところの家族集団の寄り集りとして部族を用いたとすると、『族外婚』は部族について主張されえない。地球上のどのような地方においても、諸氏族から構成された部族のなかでは、『族外婚』がかって存在したという可能性は少しもないのである。氏族組織がみいだされたところではどこにおいても、氏族のなかでの交婚は禁止されている。これが、マクレナン氏が『族外婚』と称しているものである。しかし同じように一般的な規則として、同一部族のある一氏族の成員たちと他のすべての諸氏族の成員たちとのあいだの交婚は許されている。氏族は『族外婚的』であり、また部族は本質的に『族内婚的』である」<sup>5)</sup>。「双方

の慣行は同一部族のなかで同時に並存している」<sup>(5)</sup>、「『族外婚』と『族内婚』とは、彼の想像のなかにあるような二つの相反する規則をあらわしているのではない」<sup>(6)</sup>としている。

「氏族がそれじしんに関しては『族外婚的』であり、そして同一部族のその他の諸氏族に関しては『族内婚的』である場合に、この単一の事実——氏族のなかでの交婚の禁止——にすぎないものを表現するために、この一對の用語はどのような実益があるのだろうか？ 『族外婚』と『族内婚』は、対立している諸社会状態をしめすか、あるいは云いあらわすかする一對の用語としては、価値がない」<sup>(7)</sup>とモルガンはいつている。

族内婚と族外婚とは、かみ合つて表裏をなしているもので、部族と氏族との出現は同時であつて、どちらが先でも後でもないのであり、族内婚と族外婚をもちいるとするならば、部族と氏族との関係においてもちいらなければならない。

さらにモルガンは、マクレナンの族内婚と族外婚の別の用法について批判している。

マクレナンは「『族内婚』は優越的地位に昇り、そして文明時代にいたるまで行なわれているが、『族外婚』は野蛮時代の方向に後退する」<sup>(8)</sup>と、族外婚から族内婚へ進歩したとしている。ちなみに高群氏も前にみたように、原始時代を二つに分けているが、マクレナンとは反対に、族内婚から族外婚へ移つたとしている。

モルガンはさらにつづけている。

「マクレナン氏の誤謬の一つは、彼によるこれらの用語の位置の転倒であつた。彼が『族内婚』と称するものは、人類の進歩の順序では『族外婚』に先行し、人類の最低状態にぞくする」<sup>(9)</sup>。これにたいしてモルガンは「この血族名称体系は諸集団の事実と性格の双方をしめし、また原始的力における『族内婚』をあらわしている。この事態から進んで、『族内婚』にたいする最初の阻止はプナルア集団にみいだされる」<sup>(10)</sup>とのべ、いふなれば血族婚が族内婚的であり、プナルア婚が族外婚的であるとす。そしてマクレナンがさきに族外婚↓族内婚としたものを、位置を転倒させて、族内婚↓族外婚としている。

それでは高群氏は、モルガンのこの指摘によつて、マクレナンのように位置が転倒していなければモルガンのであると考へたのであろうか。

「『族外婚』と『族内婚』とは、『原始婚姻』におけるそれらの使用の仕方によつて、まったく汚されたので、現在それらについてなされうる最上の処理は、それらを破棄することである」<sup>11</sup>と、モルガンは嫌悪さえも感じているようなはげしい語調で論駁しているのである。

このようにして、モルガンはマクレナンの造語でもつて、原始婚姻規律をいいあらわす必要はないとして、『古代社会』の本文のなかに Endogamy (族内婚)・Exogamy (族外婚) という用語を一切もちいていないのである。したがつて高群氏のように原始社会の乱婚と血族婚を族内婚とし、プナルア婚と対偶婚を族外婚とするようなもちいかたを拒否しているのである。

高群氏はモルガン図式と一致したといつては、十分に読んでいないことがあきらかになつた。モルガンの『古代社会』の刊行から一〇〇年を経過した現在では、民族学の成果は深められ、モルガン理論は一部訂正されてきた。たとえば高群氏が読みとろうと努力した血族婚とプナルア婚は集団婚とされるようになった。現在の立場でモルガンを読むほどに、高群氏の原始社会にたいする理解のあさがすけてみえる。

- (1) L. H. Morgan, p. 174. 青山訳本上巻二三八頁
- (2) L. H. Morgan, p. 170. 青山訳本上巻二三三頁
- (3) L. H. Morgan, p. 509 — 521. 青山訳本下巻三三二 — 三五七頁
- (4) L. H. Morgan, p. 512. 青山訳本下巻三三九頁
- (5) L. H. Morgan, p. 513. 青山訳本下巻三四〇頁
- (6) L. H. Morgan, p. 513. 青山訳本下巻三四一頁
- (7) L. H. Morgan, p. 514. 青山訳本下巻三四二頁

- (8) L. H. Morgan, p. 515. 青山訳本下巻三四三頁  
(9) L. H. Morgan, p. 515. 青山訳本下巻三四四頁  
(10) L. H. Morgan, p. 515. 青山訳本下巻三四四頁  
(11) L. H. Morgan, p. 515. 青山訳本下巻三四四—三四五頁

(六)

エンゲルスは、一八八四年二月一六日づけのカウツキーあての手紙のなかで「ダーウィンにおとらぬほど決定的な著作」とほめ、「タイラー、ラボック一派のあらゆるごまかし、族内婚とか、族外婚とか、その他ありとあらゆるたわごとが、決定的にやつつけられています」<sup>(1)</sup>と書きおくっている。そして「唯物論的な歴史研究の成果と関連させて、モルガンの研究の結果を叙述し、これによつてはじめてその全意義を明らかにしよう、と予定して」<sup>(2)</sup>、『古代社会ノート』がつくられたとエンゲルスは解釈する。だから「以下の諸章は、ある程度まで遺言の執行をなすものである」<sup>(3)</sup>として、『家族、私有財産および国家の起原。ルイス・H・モルガンの研究に関連して』第一版を、一八八四年に刊行する。だが第一版ではタイラー、ラボックについてはふれていない。

第一版ではマクレナン批判を四カ所でおこなっているが、イロクオイ族の氏族についてのべているところで、モルガンの発見以前には氏族は理解されていないとして、「そのために救いがたい混乱が生じたが、そこにマクレナン氏がナポレオンとして登場して、すべての部族は、その内部で婚姻が禁止されているもの(族外婚的)と、その内部で婚姻が許されているもの(族内婚的)とに分かれる、という絶対的命令を下すことによつて、秩序をつくりだすことができた。そして彼は、このように事態をまます根本的に紛糾させたのちに、彼のつくった愚劣な両部類のうちどちらがより古いか、族外婚か族内婚か、という深遠きわまりない研究に没頭することができたのである。血縁関係とそこから生じる成員間の婚姻の不可能性にもとづく氏族の発見によつて、このたわごとはおのずから止んだ」<sup>(4)</sup>と、

モルガンが『古代社会』で指摘していることと同じようなことを、エンゲルス独特の痛烈な毒舌でもってマクレナンを批判し、モルガンの氏族組織の発見を高く評価している。だが、この『古代社会』の特別の注「J・F・マクレナン氏の『原始婚姻』」は、『古代社会ノート』では抜粋されていない。だから、エンゲルスは『古代社会』を読み、さらにマクレナンの『古代史研究』を読んで書いたものと思われるが、マクレナンの著作名は第四版の序文ではじめられてしまっている。

第四版でのマクレナン批判は、第四版序文と本文のなかの「カ所」である。

第四版序文では、マクレナンを同じ領域でバッハオーフェンにつづく後継者として位置づけながら、バッハオーフェンとは正反対の人物として「天才的な神秘家のかわりに、無味乾燥な法律家を、あふれんばかりの詩的空想のかわりに、弁護士の弁論のさいのもっともらしい推測をみる」<sup>⑤</sup>と、対比させて観察している。

バッハオーフェンは、一八七八年五月一日づけのモルガンへの手紙のなかで、マクレナンの『古代史研究』について、「古代の諸血族名称体系についての批判的考察は不十分であります」<sup>⑥</sup>としている。また「歴史的な諸研究は、法廷でのきびしい審理のばあいのように弁護士の推理によつてとりあつかわれることはゆるされないのであります」<sup>⑦</sup>と、エンゲルスのマクレナン批判の表現とそっくりなことを、すでにモルガンへ書きおくっている。

族内婚と族外婚についてだけみると、第四版序文でエンゲルスはマクレナンをつぎのように批判する。

マクレナンは族外婚の部族と族内婚の部族という固定的な対立関係を築きあげ、全理論の基礎とし、女兒殺害によつて女が不足したため一妻多夫婚となり、それでも不足するので略奪婚をおこなうようになって、族外婚の部族が発生したとする<sup>⑧</sup>。エンゲルスはマクレナンの族外婚についての功績を、「彼のいわゆる族外婚が一般的に普及して、いって大きな意義をもつことを指摘したことである。彼は族外婚の集団の事実をけつして発見したのではなく、いわんやそれを理解したのでもない」<sup>⑨</sup>。またイギリスやその他の国でのマクレナンの過大評価にたいして、「彼はその研究によつて貢献するよりも、むしろ、その純然たる誤解にもとづく族外婚的『部族』と族内婚的『部族』との対立関係

をもちだすことによつて、害毒を流すほうが大きかつた」<sup>⑩</sup>とはつきりと批判する。そして「氏族は厳格に族外婚的であつたが、諸氏族全体を包括する部族は、それと同じ程度に族内婚的であつた。これによつて、マクレンンの小細工は最後の残りかすまで最後のに片付けられてしまつた」<sup>⑪</sup>と、マクレンンの神聖化された教義を霧散させ、モルガンによつて原始史研究の新時代がはじまるとするのである。

(1) 『マルクス・エンゲルス全集』第三六卷九九——一〇〇頁

(2) F. Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, 1969, S. 7. 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』九頁

(3) F. Engels, S. 7. 戸原訳本九頁

(4) F. Engels, S. 98—99. 戸原訳本一一四頁、このほかに第一版でのマクレンン批判で族内婚・族外婚以外の箇所はつぎの三カ所である。

(一) 「マクレンンが試みたように、それを口先だけで片付けるわけにはゆかない。父・子・兄弟・姉妹という呼び名は、たんなる敬称ではなく、完全に確定された、きわめて厳密な相互義務をともなつており、これらの義務の総体が、それら諸民族の社会制度の本質的な部分をなすのである。」 F. Engels, S. 37. 戸原訳本四〇頁、青山訳本では下巻三四九—三五〇頁にみられる。

(二) 「女を得るためのたんなる方法を、物知りぶつたスコットランド人マクレンンは、『略奪婚』および『売買婚』として特別の家族部類につくりかえてしまつたのである。」 F. Engels, S. 57. 戸原訳本六四頁、青山訳本では下巻三三四頁にみられる。

(三) 「一人で数個のクラブの会員になれるこの婚姻クラブを、マクレンンがみずから記述しながら、しかもそこからクラブ婚という新しい部類を発見しなかつたのは、ふしぎなことである。」 F. Engels, S. 71. 戸原訳本八一頁、青山訳本では下巻三四六—三四七頁にみられる。

(45) F. Engels, S. 15. 戸原訳本一八頁

(6) 布村一夫『母権論百周年によせて』「歴史論評」誌一九六一年一〇月号四〇頁

(7) 同上

(8) F. Engels, S. 15—16. 戸原訳本一八——一九頁

(9) F. Engels, S. 16. 戸原訳本一九頁

(10) F. Engels, S. 18. 戸原訳本二二頁

(11) F. Engels, S. 20. 戸原訳本二五頁、このほかに第四版でのマクレナン批判で族内婚・族外婚以外の箇所は〇のようである。

「まだ氏族が認識されるようになるまえに、それを誤解することに最大の労をはらった人物であるマクレナンは、『ロシアの』カルムイク族・チェルケス族・サモイェード族、それにインドの三部族団（ブルカ）、つまりワラリ族・マガール族・ムニプール族について、氏族の存在を立証し、それをだいたいにおいて正しく記述した。」

F. Engels, S. 147. 戸原訳本一七四頁

### (七)

モルガンがもちいながった族内婚・族外婚という用語は、その後の学者によって便利な表現であるためかもちいられつづけている。

たとえば、エンゲルスはモルガンがきらった族内婚・族外婚という用語を、前にみたマクレナン批判の箇所とは別に、二カ所でもちいている。

一つは、プナルア家族の説明のなかで、オーストラリアの二婚姻階級制度についてのべているところである。「二つの族外婚的な婚姻階級への分裂によって制約される以前には、年令の差や特殊な血縁関係による留保はどこにもさ

れていない」<sup>(1)</sup>。しかし、親子のあいだの交渉はすでに慣習によって禁じられていたのではないかととして、「のちの族外婚の形態である母権的氏族も、原則としてこのような交渉の禁止を、その創立のさいに既定のものとして、暗黙のうちに前提するのである」<sup>(2)</sup>というところで、*zwei exogame Klassen* と *die spätere Form der Exogamie, die mutterrechtliche Gens.*、というもしいかたをしている。

もう一カ所は、第四版で八バラグラフ挿入されたローマの氏族と国家をのべたところである。ここでは、ローマの氏族組織の理解の混乱の一例として、リウィウス『ローマ市建設以来』第三九卷第一九章のなかに、氏族のそとで婚姻する権利を「彼女の（亡）夫が遺言によつて彼女にこの権利を譲渡した」<sup>(3)</sup>ということ、<sup>(4)</sup>「モムゼンは、ある氏族にぞくするローマの女たちは、当初はじぶんの氏族のなかでしか婚姻することを許されず、したがつて、ローマの氏族は族内婚的であつて、族外婚的ではなかつた、と主張するわけである」<sup>(5)</sup>が、女が族内婚的であるならば男も族内婚的であり、夫は男じしんがもたない族外婚の権利を妻に遺言としてゆるす権利はないはずであるとして、「女は原則として自分の氏族のそとで婚姻したが、婚姻とともに夫の氏族に移つた」<sup>(6)</sup>。もし夫が死亡したときは、その「夫の氏族員と婚姻し、それ以外のものとは婚姻しない義務を負うべきである」<sup>(7)</sup>。だが夫の死後、妻が「再婚によつてこの氏族から脱退する全権を与えるのに、彼〔夫〕が適任者である」<sup>(8)</sup>として、「族内婚的なローマ氏族という奇妙な観念を捨てて、モルガンとともに、それを本原的には族外婚的なものとして把握するやいなや、問題は單純自明のものにみえてくるのである」<sup>(9)</sup>。

このようにエンゲルスは *Endogamie, Exogamie* をつかつてゐるが、プナルア婚の箇所もローマの氏族の箇所も、双方ともモルガンの氏族外婚の立場にたつての説明である。

つぎに、W・H・R・リヴァースについてみると、「族外婚は、一人の人間が彼または彼女じしんの半族または氏族（シブ）、または部族の他の構成集団のなかでは交婚しないという慣行である」<sup>(10)</sup>としてゐる。*moiety or clan*（シブ）とこつて胞族についてはいわない。



「族外婚と族内婚は、婚姻規制の二つの相補する様式であるとみられる。族内婚は、もし地理的または社会的孤立のために、部族の成員がどこかで配偶者を求めることができないときの部族のなかでの規定であるらしい」<sup>(10)</sup>。「それで一つの制度としての族内婚は、族外婚よりはずっと少なく分布している」<sup>(11)</sup>と、ポリネシアやメラネシアの調査結果から書いている。

「氏族と結びついている族外婚は、半族と結びついている族外婚と区別されなければならない。半族の場合には、婚姻はその共同体の他の半族、またはしばしば他の諸共同体のなかのそれに対応する半族と通婚しなければならない。氏族の場合には、その規定は二分組織が存在するか否かに依る。もしそれが存在するならば、同じ半族のなかのすべての氏族の成員たちは配偶者となることを禁じられ、他の半族のなかの他のすべての氏族の成員たちは可能な配偶者である。二位一体的グループिंग〔二分組織〕が存在しないところでは、他のどの氏族との婚姻も普通許されている」<sup>(12)</sup>

リヴァースのいう「共同体」は部族を意味するとすれば、(1)諸半族からなる部族、(2)諸氏族をもっている諸半族からなる部族、(3)諸氏族からなる部族、の三つに区別して族外婚についてのべている。

モルガンにてらしあわせると、リヴァースの(1)は二つの氏族からなる部族を意味する、(2)は諸氏族をもっている諸部族からなる部族を意味する、(3)は胞族をつくっていない諸氏族からなる部族を意味する。

リヴァースはモルガンのいうトゥラン・ガノワン制親族名称体系を、二分組織によつて解明した。そのために「半族」という用語をもちいて説明した方がわかりやすいと考えたのであろう。部族が二つの氏族からなるときは、その二つの氏族は半族の機能を果たす。それぞれに諸氏族をもっている二つの胞族からなる部族では、二つの胞族は、半族としての機能を果たすのであって、胞族や氏族の用語を半族にあらためてしまつては、モルガンの発見した氏族組織をこわすことになる。それは二分組織だけではなく、原始ギリシアの三分組織もあるのであるから、そのときは胞族や氏族を半族というわけにはいかなくなるのである。

リヴァースのもちいかたは、部族内婚を確立された規定とはみていないとはいえ、モルガンの的是である。

いままでのべてきたように、高群氏は原始社会を族内婚と族外婚の二つの段階にわけて、さらにモルガンのもちいた婚姻形態を独特な用語で書きあらわそうと努力しながら、日本の原始・古代にはめこんだのである。だがモルガンは『古代社会』で族内婚・族外婚の用語をもちいていないし、さらにJ・F・マクレナン批判でこの用語のもちいかたをはげしく論駁して、族内婚と族外婚とは同一部族のなかで同時におこなわれるのであって、部族と氏族との関係においてもちいられなければならないとして、部族は族内婚的であり、氏族は族外婚的であるとす。そしてマクレナンがよごしてしまったこの族内婚・族外婚という用語をすてざることを提案している。またモルガンの考えをうけ入れたエンゲルスは、族内婚・族外婚をもちいてはいるが、モルガンのである。

高群氏は、モルガン・エンゲルスの考えたところに、ほとんど一致することとなったといっているが、族内婚・族外婚のもちいかたはモルガンのではない。したがって高群氏はモルガンの規定をうけいれず、自己流にモルガンをゆがめてしまったと結論できる。そうである高群氏による原始・古代日本の婚姻史は、きわめて恣意的であるといわねばならない。

- (1) F. Engels, S. 52. 戸原訳本五八頁
- (2) F. Engels, S. 53. 戸原訳本五九頁
- (3) F. Engels, S. 139. 戸原訳本一六四頁
- (4) F. Engels, S. 138. 戸原訳本一六三頁
- (5) F. Engels, S. 141. 戸原訳本一六七頁
- (6) F. Engels, S. 140. 戸原訳本一六六頁
- (7) F. Engels, S. 141. 戸原訳本一六六頁
- (8) F. Engels, S. 141. 戸原訳本一六六頁

(9) W. H. R. Rivers, *Social Organization*, 1926. p. 40. 卯野木益二訳「婚姻」「女性史研究」誌第二集七一頁。なおこれは『社会組織』の第三章にあたる。

(10) W. H. R. Rivers, p. 41. 卯野木訳七二頁

(11) W. H. R. Rivers, p. 41. 卯野木訳七二頁

(12) W. H. R. Rivers, p. 41. 卯野木訳七二頁

\*\*\*

冒頭に引用したレヴィ・ストロースの言葉は、『野生の思考』一四〇頁から引用したものであるが、訳者である大橋保夫氏は訳注のなかでつぎのようにかいている。

「『古代社会』第三篇第六章の註(J・F・マクレナン氏著『原始結婚』)参照。マクレナン John Ferguson McLennan (一八二七—一八八二)——スコットランドの法学者。その比較法学研究、とくに母権制、母系制、各種の婚姻形態の研究の多くはその後の研究によつて否定されたが、誕生期の人類学に大きな貢献をした。パッホーフエンとともに、『原始乱婚時代』の提唱者。進化主義者。」

これはマクレナンについての簡単な、そしてすこしおかしい紹介であつて、モルガンのマクレナン批判については注記されていない。

レヴィ・ストロースのいう内実践と外実践とは、族内婚・族外婚をふくめての広い意味での半族と半族との交換関係をしめしている。族内婚と族外婚については対立的なものともみながら、それぞれに外実践的なものとも内実践的なるものをふくんでいるとし、族外婚を全面交換と限定交換にわけて、限定交換の方がより族内婚に近いとみる。ここでは部族と氏族との関係において族内婚・族外婚をのべてはいない。

また歴史的進化の過程として、もともと父系的・父方居住的な三分組織があつたのであるが、途中で二分組織が導入されて母系出自になりかけたが、十分にならずにおわつて現住民のなかにみいだされる矛盾した形態として残されたのだとする。原始母権説を否定し、父権説でつらぬこうとするむりがよみとれる。

このようなレヴィ・ストロースであつても、モルガンによるマクレナン批判を正しいとみているのである。

## 女性史研究所

### 開設のごあいさつ

みなさま方にはおかわりなく研究や学習をつづけておられることと存じます。

さてこのたび、家族史研究会のみなさま方のご支援をえて、女性史研究所を左記のところに開設いたすことになりました。とりあえず女性史関係の資料の収集、保存につとめ、研究者相互の情報交換などに利用していただく所存でございます。つきましては、機関誌や資料の寄贈や交換など、みなさまの御協力をひとえにお願い申し上げます。

一九七七年六月

熊本市出水三丁目二一五五

〒八六二 TEL〇九六三一六四一七三三八

所長 緒方 和子

がきき 「逸枝さんの思い出」 緒方 和子

「このごろは、高群さんブームね、大正七年でした。よくおぼえていますよ、長男をつけてはじめて里帰りをしていたことだったのです。九州日日新聞といつて今の熊本日日新聞の前身に『娘巡礼日記』が連載されたけど、逸枝さんは麦わら帽子におさげ髪の十九の少女と書いたので、同じ新聞に『二十九才とはいわずとも、十九才の少女とは？』とやじつてあつたっけ」、と語りかけるとも、ひとりごとともつかない八十四才の媪のかわらいはさらにつづきました。

「逸枝さんが入学してきたのは、私が熊本師範女子部の二年生のときでした。寄宿舎の洗面所でいつも最後まで鏡の前に立つてためしすかしして、自分の姿をみつめながら私の血はくさっているとつぶやいていましたよ、明治四十二年の師範の教育はきびしくて、普通の女学校に三年生まで自由にのびのびと、教育をうけた私にはまるで格子なき牢獄のようでした。ニキビを出した人だけが舎監のゆるしをうけてニキビ取りの化粧水をつけることが出来る位で、御化粧はもつてのほか、赤いからげが袴の脇からチラリと見えても呼びつけられるきびしきな

のに、逸枝さんは朝から鏡にむかつて頬紅をつけ、思いつめたようなかけりのあるニヒルな顔が今も浮んできます。そうそう寄宿舎では週番日誌をつけて提出することになっていましたけど、その日誌に『我日月の上におわす』のみだして、詩が書き込まれていました。御部屋の人々となんて不遜な人かしらとわいわいさわいでいたら國語の先生から『詩とは心の中に感じたことを書くものであつて書いた本人さえわかればよろしい』といわれたことがいまも心に残っています。詩人として認められるきつかけをつくつた『日月の上』は、十六才の乙女時代にほぐくんできたのね。垢抜けしないひつつめ髪のもさつとした乙女の胸の中には火のような何かが燃えたつていたとは少しもきがつきませんでしたよ。あのころ夢みる乙女だった私よりも、逸枝さんはずっと大人だったのね。」

ほつと一息ついた媪の顔には遠い昔の逸枝さんの思い出をなつかしむように、やさしいほほえみが浮かんでいました。

# 『今昔の歌』によせて

中山そみ

今は昔のおもいでこそ愉しけれ  
眼にはみえねど

鳴る音のちろろと

そは霞の中の泉とも。

高群さんの『今昔の歌』（一九五九年刊）には、まえがきこんな詩がある。「今は昔のおもいでこそたのしけれ」こそ、高群さんにとっては真実の吐露であるにちがいない。人なみはずれて鋭い感覚の持主であり、自由奔放な夢見る少女であつた高群さんは、ふるさとにいれられなかつたが、苦闘三十余年を経て、郷土の新聞紙上に錦をかざつたとも云うべきものであつたから。これを書かれたときは、すでに『母系制の研究』『招婿婚の研究』『女性の歴史』などの著作をかゝれていたのだから、「出世しなほりえ」の母の言葉にこたえたものだとも云えよう。上京後まもなく亡くなられたというお母さんとの別れが「出京記」に記されている。

「風吹く家」では、故郷熊本の人々が彼女の世田ヶ谷・森の家を訪れているとかゝれている。はたして、なにが彼女との結びつきになつたのであろうか。

彼女の師範中退の理由が「師範中退」「危険人物」の

なかに記されている。しかし『学而会雑誌』第二号に出された十六才のときの作「告白」はやはりうまくぼかされている。これを『火の国の女の日記』から抜萃された一例とみたい。こうして、彼女の生涯をつかみうる素材がこの本では一層かすんでしまっている。

また、詩人高群さんの出発点にもなつた「娘巡礼記」は、たんに四国遍路の旅に出た乙女の感傷としてあつて、彼女の失恋の痛手をいやすための旅にはなつていない。秘めたる思いはちろろと鳴る鈴の音となつて、いまはたと全篇に伴奏をかなでるのみである。

敗戦は熊本をも変えたのであろうか。封建性のつよいところほど進歩的な人がでるとも云われるが、ともかくも高群さんを暖かく迎えた人々がいることはうれしい。すでにこのとき、夫の憲三氏も云われるように、昔のつよさをつゝみこんでしまつた年でもあつたし、これが彼女の体質かともとれるのである。

この散文的に叙述された思い出の記は、「火の国の女の日記抄」とでも云うべきもので、高群さんの人生絵巻として、今はたのしい昔がたりになつてゐる。

# 「母性論争」の史的整理

山崎 万里

はじめに

「自己完成だけをめざした個人主義的な婦人論の壁を

破って、母性主義的な婦人論を、自分の血とし肉としてゆくまでには、実にさまざまの実生活上の煩悶を経験しなければなりません」とは平塚らいてう氏の弁であるが（『原始、女性は大陽であった』完結篇二二頁）、社会的にみても、今なお、女性解放思想の中で、女性の権利主張と、母性の権利主張とを正しく統一にとらえることは、実践的にも、理論的にも「煩悶」の段階を続けていく。

女性解放運動が勝ちとり、女性史研究が明らかにして

きた成果の上になつて、母性保護をめぐる実践と、そのための理論を構築していききたいとの問題関心をもつていく。

本稿では、一九一八（大正七）年のいわゆる「母性論争」についての歴史的整理を試み、現在に引き継がれ発展させられた点（特に運動論的發展）と、のこされた課題（母性をめぐる理論的追求）を明らかにしたい。

いわゆる母性論争とは

母性論争の発端は、一九一八（大正七）年、「婦人公論」三月号誌上で、与謝野晶子氏が『女子の徹底した独

立』と題して、「母性保護」を「婦人の経済的独立にする依頼主義」であると論じたのに対する平塚らいてう氏の反論から始まる。

平塚らいてう氏は、「婦人は母たることによつて個人的存在の域を脱して、社会的な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは、婦人一個の幸福のために必要なばかりでなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のために必要なことでもあります。」「これほど母の職能は、社会的性質をもつて居るのであつて見れば、婦人が子供のために労働の能力を失っている期間だけ、国の保護を求め」ことは、母性が要求すべき「正当な権利」であり、これへの保護は「国家の義務」だと主張した。(『母性保護の主張は依頼主義か』「婦人公論」、一九一八・大正七年 五月号)

さらに、女子の経済的独立と母性保護の關係について「女子の経済的独立は、母性が保護され、子供を生み且つ育てるといふことが公的事业となり、国家が母親に充分な報酬を支払うようにならなければ到底成り立たないことであり、又斯くなることに依つてのみ、婦人をして家庭生活と職業生活との間に起る苦しい矛盾から脱却さ

せることも出来るので、私から見れば、母性の保護こそ女子の経済的独立を完全に実現する唯一の道で、女性を保護しないで女子の経済的独立を説くことは、正しく空論である。」として、「母としての生活と職業生活との間に横たわるこの痛切な矛盾を解決する道は、母の(同時に子供の)経済生活が国家の手によつて、確実に保障される社会において、はじめて可能になる」ことを主張した。(『母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す』「婦人公論」一九一八・大正七年 八月号)

これに対し、与謝野晶子氏は、終始、母性保護を「男子への寄生」として反論しつづけた。

又、山川菊栄氏も、「男子専制主義の弁護とその存続」に組みするものとして、母性保護主張を「反動的思想」であると批判し、平塚らいてうが理論的に立脚していた、北欧の女性思想家、エレン・ケイの母性保護主張についても、「現在の国家の、男子に依つて独占せられて居る立法機關を通じて婦人の地位改善に資せんとするに過ぎない」とし、ケイを社会政策論者と批判している。(「婦人を裏切る婦人論」『現代生活と婦人』)

与謝野晶子氏も、山川菊栄氏も、平塚らいてう氏の母



性保護主張を男権国家への寄生・依存とみなし、良妻賢母主義のむしかえしとして、その反動性を指摘する点で共通する。その後、らいてう氏の母性の権利主張は、一九一九（大正八）年暮には、市川房枝氏らとともに婦人参政権獲得運動——新婦人協会の運動——へと発展していく。

### 母性論争と高群逸枝

このいわゆる「母性論争」を、運動論的な視点から整理しているのが高群逸枝氏である。（『女性の歴史』二九一頁）高群氏は平塚らいてう氏の母性保護主張を評価して次のようにいっている。「『男権国家に保障を依頼するのは反動的』だというが、母子の保障を『家』の私的保障から『国』の公的保障へとすこしでも移そうと試みる態度は、むしろ数千年来の男権私有制を拒否したもので、新社会への過渡的な第一歩である意味をもつのである。」そして母性保護問題は、資本主義生産の段階で発芽し、その根本的な解決は、社会主義社会において可能なのであることを指摘し、平塚らいてう氏の母性主義の欠点は、この点で、明確に社会革命の観点で貫かれて

いないことにあるとしている。

さらに、与謝野晶子氏を「初歩的女権主義者」と評している。山川菊栄氏に対しては、その女性史的意義として、「らいてうに代表された、いわゆる中産階級の婦人解放運動を克服崩壊させ、その廢墟のうえに無産者階級の婦人運動のヘゲモニーを打ちたてた一点にあった。」と評価しながらも、同時に、山川菊栄氏のが国の中産階級の婦人層についての分析の誤りと、その運動論上の弱点について指摘している。

高群逸枝氏は、「わが國中産層婦人にとつての敵対者は、先進国のような封建的保守層ではなく、それと分離した複合したブルジョア層であった。この点で中産層婦人の立場は、プロレタリアートと共通の地点にあった。」と述べている。それにもかかわらず山川菊栄氏をして、この中産層婦人の運動との協力ではなくて、それからヘゲモニーを奪うことを目的とさせたのは、「移入的社会主義運動の『日本的特質』」に由来しているとし、この日本的特質については、「地盤がおくれているために、理論闘争が大衆から遊離した面で、つまり、早くいえば純思想的要因だけの、過度の観念的強調だけの面で、その勝

ち負けをたやすく争いうるといふ日本の特質」と説明している。（『女性の歴史』三一五頁）

高群氏の整理によつて、論争時点での三者の理論的立場と高群氏自身の立場はほぼ明らかにされたといえる。

しかし、その後の女性解放運動は、労働者階級のたたかひの中で、ブルジョア的、改良主義的要求として押さえこまれるという体験を、これらの先駆的思想家実践者は一様に体験させられていった。

### 論争の争点

論争の争点は、女性解放運動の中で、母性保護はどのような位置づけをもつかという点にあつたといえる。このことは、現在尚ひきつづき現実的課題である。そして、この課題がどのような歴史的な性格、階級的な性格をもつかを明らかにすることによつて女性解放運動の中で、どう展開していくかが決まってくるといえる。

高群逸枝氏が、母性保護問題の根本的解決を社会主義社会の出現に求めたことは、究極的にはまちがいでないが、そうとらえることによつて現代資本主義社会の下

でも、民主主義を徹底させることによつて実現可能な課題までも、体制変革のたたかひの中に解消し、問題解決をおくらせてきたのが、女性解放運動の歴史的現実であつた。

たしかに、真の女性解放——性差別からの解放——は、資本主義的な流通経済法則が貫徹しているかぎりには、真の解決をみないことはいうまでもない。しかし、現状は資本と国家が一体になつて、労働現場にとどまらず、国民の全生活において、資本主義の発展要件でもあつた民主主義を否定し、破壊しつつあるから、当面の課題として民主主義を守り、貫徹させていくたかひは婦人解放へのステップとして重要な意味をもっている。このような立場から母性を理由にした定年制や、労働基準法の改悪に反対する運動、育児休業法などの母性保護の制度化の運動などが、女性解放運動の中で占める運動論的な位置づけを、七〇年代「婦人論争」の整理を通して、柴田悦子氏が果たしている。（「婦人解放の今日的課題」『現代の資本主義』一九七六・大月書店）

ここで、一九一八年の母性論争についての高群逸枝氏の運動論的な整理は発展させられているといえる。

## 母性とは何か

高群氏は、母性論争を運動論的な視点での整理にとどめ、当然その根底にあったはずの母性とは何かについての認識のちがいについてはふれていない。

一九一八年の論争の中では、平塚らいてう氏が、母性についての考え方を提起しているにもかかわらず、その点での論争にはなっていないからである。

母性保護を社会的に要求していく根拠としては、平塚らいてう氏の場合も、「母としての生活と職業生活との間に横たわる痛切な矛盾そのもので」あつたし、現在でも、「労働現場における母体の健康破壊」や、母が働くことによつて生じる子どもたちの生活破壊など、現実の事例である。

そこで、平塚らいてう氏がいった「婦人は母たることによつて個人的存在を脱して、社会的な国家的な存在者となる」といった「母たること」の意味は何か。又、高群逸枝氏が、『女性の歴史』の中でいった「母性我」とは何を意味するのか。いいかえれば、特に産むことに関わる母性保護の理論的支柱を明らかにすることが、現在

なお残された課題であるといえる。

これまでの女性史研究の中で、母性問題といえば、ほぼ運動論の面から問題にされていて、「母性を歴史的にとらえなおす」という作業では、まだ高群逸枝氏の労作の検討から始めなければならない。「母性我」を簡単に「母性愛」に置きかえて解釈してしまうのは、検討不足だといえる。

高群氏が、母性愛といわず、個人我、男性我に対応させて母性我といった内容は、高群氏自身によつても十分理論的説明はなされていない。個人我と母性我のちがいを私なりに解釈すれば、個人我を個人の生存権（生きる自由）の主張といいかえれば、母性我は自己とともに他（第一義的には子ども）をも含めた生存権の主張（自己とともに他をも生かす倫理観）であるように思う。

だから、母性我的な水準で性の問題を考えるならば、決して男性側の性に対する視点（性的自由）をそのまま女性の側に適用して、産まない自由、育てない自由を主張することにはならないし、母性保護要求を女性解放にとつてマイナスにしかならないとはとらえない。

柳本光子氏が『私的エロス論——高群逸枝「女性の歴史」

に基づいて『「女エロス」』<sup>167</sup>一九七六、社会評論社の中で、現在、性において、「性」と「生殖」を分離することが「進歩」であり、「性の解放」「女性の解放」にとって重要な課題だとする論に対して、「男の論理」だと指摘し、「産むこと」への「全的肯定」「全的保障」がないかぎり、「産まない」権利は意味がないといっていることに共感できるのである。「子宮を捨てる性の解放」に疑問を示す点で、柳本氏は、高群逸枝氏の母性概念を受け入れて、ウーマン・リヴの近代的女権論ともいえる発想をのりこえているといえる。

ただ、高群逸枝氏の表現「『絶対』を立場としては生きない。『相對』を立場として生きる」を、「非存在的生き方」・「ゼリーや寒天のごとく、入れ物に流し込んで初めて器にあつた形としてのみ存在する」というように、女性の否定的生き方としてとらえている点は、もっと検討する余地があると思う。

これまでの歴史ではたしかにこの相對的立場は、否定的にしかあらわれていないが、人間は本来、相對を立場として生きるべきもので、何に対して相對的であるかが問題であると考える。今のところ私は、これを「自然界

の法則？」というように表現しておくにとどめるが、高群氏が、この相對に生きることを母性の特質だととらえたことには、もう少し考えつめてみたいものがある。

### 研究姿勢をめぐって

柳本氏の主張には、右の点をのぞいては、すべて共鳴できるのに、その題名の「私的エロス論」の意味は全く理解できない。

ことばは、その国の歴史的土壌の中で生まれ育つたもの―歴史的産物であるから「Eros」を「エロス」とカタカナで置きかえても、その語の歴史的意味を日本人に伝えない。例えば「moral」を「道德」と翻訳することはまるで正しくないことがわかるはずである。「moral」がはぐくまれた西欧の歴史と、「道德」がはぐくまれた中国および日本の歴史がまるでもちがいが、その両語の意味は全く異なっている。ましてヤカタカナで「モラル」と書かれた時、書く人と読む人の間には千差万別の認識があつて、結局、両者は何も語りあわない、わかりあわないことになる。

いま、母性とは何かを追求し、母性保護の理論的支柱を明らかにするにあたって、その研究の基礎的作業は、日本の歴史をその視点で掘りかえしていくことにあると思う。外国の理論を撰取する場合も、外国語をカタカナで記述して事足りれりとするのではなく、日本語で対応させる作業が必要である。その過程を通して「moral」に対応させうる日本語を持たない、すなわち、西欧での民主主義をつちかう上での血のにじむような歴史の葛藤がまだ日本の歴史の中で不十分であることを認識しなければならぬはずである。そして、「moral」に対応できる日本語を社会的につくりあげなければならぬ。それが、高群逸枝氏の日本史研究の姿勢であつたように思う。

ここで、「Labour」には「労働」の他に「陣痛」という意味もある。物質の生産と生命の生産との関係、それを二つながらに行う農業生産のあり方を歴史的に見て行くことは、母性をめぐる倫理観の変遷と構築に関わりをもつのではなからうか。(一九七七・二・二六)

紹介

『歴史評論』一九七七年三月号

特集・女性と歴史

丸岡秀子 生活と思想の軌跡

巖本善治の「女学思想」

昭和初期婦人参政権運動の形成とその展開

評議会婦人部の活動について(中)

平民社の婦人たちによる治安警察法改正請願運動について

△女性史ノート▽

平安時代の女性像について

趙翼と女性史

ソヴェト中央アジアにおける婦人解放

△読書ノート▽

『「伸子」・時代の日記 一九〇一―一九三』

『総評婦人二十五年の歴史』

△婦人研究者の地位向上のために▽

婦人研究者の地位は何故低いのか

△歴史の眼▽

第二回婦人研究者の地位に関する

シンポジウム報告

帯刀貞代自伝(1) 麦死なず2

岩井サチ子

西村 汎子

野辺地清江

今井 保子

桜井 絹江

児玉 勝子

奥野 中彦

柳田 節子

木村 英亮

新井美耶子

犬丸 義一

橋本 紀子

早川 紀代

帯刀 貞代

# 高群逸枝 (本名・橋本イツエ) 年譜稿

犬童美子

	年譜	勞作
<p>一八九四 (明治二七年)</p> <p>一九〇八 (明治四一年)</p> <p>一九〇九 (明治四二年)</p> <p>一九一〇 (明治四三年)</p> <p>一九一三 (大正二年)</p> <p>一九一四 (大正三年)</p> <p>一九一六 (大正五年)</p> <p>一九一七 (大正六年)</p>	<p>一月一八日・熊本県下益城郡豊川村 (現松橋町) 南豊崎で高群勝太郎 (三一才・小学校々長) ・登代 (三〇才) の長女として出生</p> <p>三月・同郡守富村 (現富合町) 北部高等小学校卒業</p> <p>四月・熊本県立熊本師範学校女子部入学</p> <p>一二月・同校退学</p> <p>三月・熊本女学校四年修業</p> <p>十一月・鐘淵紡績工場 (熊本市春日町) の女工となる</p> <p>三月・鐘淵紡績退社</p> <p>四月・西砥用尋常高等小学校代用教員となる</p> <p>六月・佐俣校に転ず (父の任地)</p> <p>九月・弘川校に転ず (父の任地)</p> <p>この年、熊本県球磨郡一勝地村 (現球磨村) の橋本憲三 (戸籍では憲藏) と文通</p> <p>一〇月・弘川校を辞職し、熊本市に出て新聞記者を</p>	

<p>一九二六（昭和元年）</p>	<p>集企画に着手</p>	<p>『無産青年に訴う』（『文芸批評』誌二月号）</p>
<p>一九二五（大正十四年）</p>	<p>九月・家出をするが憲三にすぐ連れ戻される</p>	<p>『東京は熱病にかかっている』（十一月平凡社）</p>
<p>一九二四（大正十三年）</p>	<p>六月・憲三、平凡社（編集部）に入社</p>	<p>『選民の芸術』（『文芸批評』誌八月号）</p>
<p>一九二三（大正十二年）</p>	<p>四月・死産</p>	<p>『新しい男たちへの挨拶』（『文芸戦線』誌八月号）</p>
<p>一九二二（大正十一年）</p>	<p>一月一六日・橋本憲蔵と婚姻届出、橋本イツエとなる</p>	<p>『恋愛創生』（四月平凡社）</p>
<p>一九二一（大正十年）</p>	<p>六月・憲三に誘われ帰郷、熊本県八代郡金剛村（現八代市）弥次海岸に住む</p>	<p>『放浪者の詩』（六月新潮社）</p>
<p>一九二〇（大正九年）</p>	<p>二月・母交代死</p>	<p>『美想曲』（二月金星堂）</p>
<p>一九一九（大正八年）</p>	<p>四月・橋本憲三と婚約、七月から三ヶ月憲三のもとに滞在</p>	<p>『妾薄命』（六月金尾文淵堂）</p>
<p>一九一八（大正七年）</p>	<p>六月四日から一月二二日まで無銭四国巡礼旅行</p>	<p>『胸を痛めて』（京文社）</p>
<p>志すが失敗に終る</p>	<p>九月・憲三と婚姻届出、橋本イツエとなる</p>	<p>『いかにせば男女の愛は絶対となるか』（『婦人公論』誌七月号）</p>
<p>九州日々新聞に「娘巡礼記」を百余回連載</p>	<p>長篇詩『日月の上に』を「新小説」誌四月号に発表（六月叢文閣）</p>	<p>『婦人からの抗議』（啓明会）</p>

	年 譜	勞 作
<p>一九二七 (昭和 二年)</p>	<p>四月・憲三、平凡社辞任 八月・父勝太郎死</p>	<p>「無産階級の恋愛思想」(「文芸戦線」誌九月号) 「生田長江氏の家庭論を難す」(「婦人公論」誌九月号) 「農民文芸の本質について」(「原始」誌四月号) 「徳田秋声氏の恋愛の態度を批評す」(「婦人公論」誌六月号) 「児童と道徳」国定修身教科書批判」(「教育の世紀」誌) 「婦人運動の単一体系の新提唱」(「婦人運動」誌一月号) 「女の理想社会・自由連合」(「東京朝日新聞」1/14) 「婦人非政党同盟について」(「農民自治」第一五号) 「無産階級と婦人」(「婦人運動」誌三月号) 「山川菊栄氏の恋愛観を難す」(「婦人公論」誌五月号) 「踏まれた犬が吠える」(「婦人公論」誌七月号) 「官僚的恋愛観を排す」コロンタイ夫人の恋愛観について」(「中央公論」誌八月号) 「新興婦人の道」(「女人芸術」誌九月号) 「普選と婦人」一つの立場からの見解」(「婦人運動」誌) 「いかに恋愛すべきか」恋愛と尊敬」(「婦人公論」誌一月号) 「世の醜男醜女に与う」美醜闘争論」(「婦人公論」誌四月号) 「小ブル藤森成吉に与ふ」(「女人芸術」誌九月号)</p>
<p>一九二八 (昭和 三年)</p>	<p>評論活動盛ん</p>	
<p>一九二九 (昭和 四年)</p>	<p>評論活動盛ん</p>	



一九三〇（昭和五年）

三月・無産婦人芸術連盟機関誌として「婦人戦線」誌発行（月一回発行）、毎号に二・三のペンネームで執筆

一九三一（昭和六年）

六月・「婦人戦線」誌通巻一六号で廃刊  
七月・研究生活に入る  
一二月・憲三、平凡社再勤務

「おいでなすつたりーアナキストの宣言」〔「女人芸術」誌一二月号〕

「恋愛と強権」〔「黒色戦線」誌〕

「農民運動の必然的動向」〔「大地に立つ」誌〕

「婦人運動の実践題目」〔「婦人運動」誌一月号〕

「婦人戦線に立つ」〔「婦人戦線」誌一卷二号〕

「アナキズム文芸の態度」〔「婦人戦線」誌一卷一号〕

「家庭否定論」〔「婦人戦線」誌一卷二号〕

「無政府主義の目標と戦術」〔「婦人戦線」誌一卷四号〕

「無政府主義と性の処理」〔「婦人戦線」誌一卷五号〕

「無政府恋愛を描く」〔「婦人戦線」誌一卷七号〕

「美人論―都会否定論の一―」〔「婦人戦線」誌一卷八号〕

「階級道徳と無政府道徳」〔「婦人戦線」誌一卷九号〕

「高群逸枝わが恋の記」〔「婦人戦線」誌一卷一〇号〕

「わが国マルクス婦人の頭脳拝見」〔一〕山川菊栄〔二〕平林たい子〔三〕神近市子 四〕中本たか子〔「婦人戦線」誌一卷一号、四号〕

「わが国男性諸君に見参・その一―その五」〔「婦人戦線」誌一卷五号、九号〕

「無政府主義問答」〔「婦人戦線」紙一卷五号、二巻二号〕

「黒い女」〔解放社〕

「我等の婦人運動」〔「婦人戦線」誌二巻一号〕

「婦人戦線一年・婦人思想史」〔「婦人戦線」誌二巻三号〕

「恋愛と性慾」〔「婦人戦線」誌二巻五号〕

	年 譜	勞 作
<p>一九三五（昭和一〇年） 一九三六（昭和一年） 一九三八（昭和三年） 一九三九（昭和十四年） 一九四〇（昭和十五年） 一九四一（昭和十六年） 一九四二（昭和十七年） 一九四四（昭和十九年） 一九四五（昭和二十年） 一九四六（昭和二十一年）</p>	<p>十月・憲三、平凡社退社 高群逸枝著作後援会発足（平塚らいてう発議） 四月・財団法人服部報公会の研究資金を受ける、以後計三回 三月・財団法人啓明会の研究資金を受ける 大日本婦人会機関誌「日本婦人」誌（十一月創刊）に特別寄稿を承諾し、敗戦直前の終刊まで続けた</p>	<p>『現行国定教科書批判』（婦人戦線）誌二巻五・六号） 『女教員解放論』（四月自由社） 『婦人生活戦線』（七月宝文館） 『古代日本の女権と母系』（『歴史公論』誌） 『大日本女性人名辞書』（一〇月厚生閣） 『日本の母系制度について』（『女性展望』誌八月号） 『姓氏録の母系的研究』（『歴史公論』誌） 『母系制の研究』（四月厚生閣） 『お遍路』（九月厚生閣） 『お遍路と人生』（厚生閣） 『女性二千六百年史』（厚生閣） 『私の報告』（一月高山書院） 『日本女性伝』（七月文松堂） 『日本的民主主義』（日本放送協会） 『婦人運動の再建』（『共同通信』） 『参政権について』（『読売新聞』） 『日本の美点』（『朝日新聞』） 『女性の被圧迫史』（『共同通信』）</p>

<p>一九四七（昭和二十二年）</p>		<p>五月・高群逸枝著作刊行発起人会</p>	<p>「日本の家と女性」（「婦人朝日」誌）  「日本女性社会史」（一〇月真日本社）  「女性史学に立つ」（一二月鹿水館）  「日本女性観史概説」「教育と社会」誌  「私の婚姻史体系」「新婦人」誌  「恋愛論」（一〇月沙羅書房刊）  「女性の歴史」（社会教育連合会編・パンフレット）  「家永三郎氏の書評に答える」「日本読書新聞」  「新しい女性の倫理」「女性の広場」誌  「平安・鎌倉・室町家族の研究——一般公家篇はしがき」（発表誌不明）  「学びの細道」「週刊家庭朝日」  「婿とり嫁とり」「朝日新聞」  「招婿婚の研究」（一月講談社）  「女性の歴史」(上)（四月講談社）  「女性の歴史」(中)（五月講談社）  「奈良時代の夫婦同居制について」「日本歴史」誌  一二月号  「古事記にみえた妻問時代の女性生活」「古事記大成」  第四卷  「婚姻と母系制の問題！」「国文学解釈と鑑賞」誌  「女性の歴史」(下)（六月講談社）</p>
<p>一九四八（昭和二十三年）</p>			<p>一九五八（昭和三十三年）</p>

<p>一九五九（昭和三四年）</p>		<p>『女性の歴史』続（七月講談社） 『愛と孤独とー学びの細道ー』（九月理論社） 『今昔の歌』（七月講談社） 『源氏物語ー女の結婚と財産ー』（『国文学解釈と鑑賞』誌）</p>
<p>一九六三（昭和三八年）</p>		<p>『日本婚姻史』（五月至文堂） 『女性史の手引き』（『婦人展望』誌） 『今昔物語集婚姻例表』（『高群逸枝全集・七』）</p>
<p>一九六四（昭和三九年）</p>	<p>六月七日・逸枝癌性腹膜炎で死亡</p>	
<p>一九六五（昭和四〇年）</p>		<p>『高群逸枝全集』第一〇巻（火の国の女の日記）（六月理論社）</p>
<p>一九六六（昭和四一年）</p>		<p>『高群逸枝全集』第一、二、三、四、五、六、九巻（理論社）</p>
<p>一九六七（昭和四二年）</p>		<p>『高群逸枝全集』第六、七巻（理論社）</p>
<p>一九六八（昭和四三年）</p>	<p>一〇月・憲三によって「高群逸枝雑誌」創刊</p>	<p>『女性の歴史』上・下（講談社文庫） 『火の国の女の日記』上 下（講談社文庫） 『恋愛論』（講談社文庫）</p>
<p>一九七二（昭和四七年）</p>		
<p>一九七四（昭和四九年）</p>		
<p>一九七五（昭和五〇年）</p>		
<p>一九七六（昭和五一年）</p>	<p>五月・憲三死、「高群逸枝雑誌」第三一号をもって終刊</p>	

備考・労作欄の「」は著書、「」は評論・論文・随筆の類、（ ）は発行所・発表誌紙などである。月日不明のものも、そのまま記載した。

# 「高群逸枝雑誌」総目次

編・立山ちづ子

## 第1号(1968年10月)

「火の国の女の日記」の後	橋本憲三
<拾遺> 額田王	高群逸枝
最後の人(1) 序章 森の家日記(1)	石牟礼道子
たより	平塚らいてう/村上信彦/島田真一

## 第2号(1969年1月)

最後の人(2) 序章 森の家日記(2)	石牟礼道子
<拾遺> 母系制	高群逸枝
手紙と書き入れ	橋本憲三
母への手紙 第1号を読んで	石牟礼道子
たより	村上信彦/河野信子/合田宏子/松永伍一/長井魁一郎/飯島信子

## 第3号(1969年4月)

高群逸枝と柳田国男(1)	村上信彦
<拾遺> 招婿婚	高群逸枝
「日本婚姻史」とのであい	河野信子
桃源郷 木原山	高群清人
最後の人(3) 序章 森の家日記(3)	石牟礼道子
たより	平塚らいてう/守屋東/松原久子/吉成寿美子/山田美津子

## 第4号(1969年7月)

高群逸枝と柳田国男(2)	村上信彦
最後の人(4) 序章 森の家日記(4)	石牟礼道子
高群さんの思い出	種元勝弘

## 第5号(1969年10月)

告白	高群逸枝
死	高群逸枝
高群逸枝記念碑除幕式の経過	波谷定輔

高群逸枝さんのこと	田中寿美子
六月七日	築添曙生
高群逸枝記念碑に寄せて	山崎朋子
たより	中村愛子
高群逸枝碑を訪ねて	中西悟堂
高群逸枝全集目録(1)	橋本憲三
最後の人(5)(高群逸枝伝) 序章 森の家日記(5)	石牟礼道子
たより	守屋東／藤井良／秋岡隆穂／伊藤禰一／ 荒木精之／木村九兵衛／嶋津千利世／山 口康子／上野菊江／白玖民子／松永伍一

第6号 (1970年1月)

高群逸枝と柳田国男(3)	村上信彦
高群逸枝全集総目録(2)	橋本憲三
高群さんとの出会い	小山啓吾
十三才集その他	高群清人
ばっすい「思想運動としての大学闘争」	中島誠(某新聞・昭和44年5月19日号)
最後の人(高群逸枝伝)(6) 序章 森の家日記(6)	石牟礼道子

第7号 (1970年4月)

高群逸枝と柳田国男(4)	村上信彦
現代の喪失『女性の歴史』覚書・(1)住居	河野信子
高群逸枝全集総目録(3)	橋本憲三
最後の人(高群逸枝伝)(7) 序章 森の家日記(7)	石牟礼道子

第8号 (1970年7月)

高群逸枝と柳田国男(5)	村上信彦
現代の喪失『女性の歴史』覚書(2) 女性史の方法	河野信子
たより	石牟礼道子

高群逸枝全集総目録(4)

ばっすい	女の歴史	暮しの手帳 第2号	(昭和44年9月1日発行)
	すとりぼ	毎日新聞	(昭和44年4月3日号)
	すくらっぶ	日本読書新聞	(昭和45年3月9日号)

高群逸枝を弔ふ	延原大川
---------	------

題未定——わが終末記(1)	松本憲三
第9号(1970年10月)	
銘	高群逸枝
高群逸枝と柳田国男(6)	村上信彦
現代の喪失『女性の歴史』覚書(3)	河野信子
高群逸枝全集総目録(5)	
ばっすい 耕人(昭和45年7月10日) 週刊読書人(昭和45年5月4日)	
フクニチ(昭和45年5月6日) 西日本新聞(昭和45年7月17日)	
再び水俣をたずねて	山田美津子
『高群逸枝』の星にめぐりあって	小山篤子
たより	森信三／渋谷定輔／四方節子／星田宏司 川上貴美子／新家久美子／天理図書館／山口 康子／落合祐子／関口敦子／藤本良子

題未定——わが終末記(2)	橋本憲三
第10号(1971年1月)	
高群逸枝と柳田国男(7)	村上信彦
現代の喪失『女性の歴史』覚書(4)	河野信子
いのちの座標と高群逸枝	中野賀美
根源的なものへの回帰	豊田春江
むすめ巡礼記	猿渡裕子
ある負債	吉良至誠
高群さんと世田谷	伊藤福一
たより	西村貞枝／四方節子／田中由里子／藤崎美佐 子／小栗久子／二村綱江／岡史子／船石雪子 ／村上百合子／重野幸子／拓植恭子

題未定——わが終末記(3)	橋本憲三
第11号(1971年4月)	
高群逸枝と柳田国男(8)	村上信彦
たより 日欧比較精神史	松原久子
現代の喪失『女性の歴史』覚書(5)	河野信子
「招婿婚の研究」によせて	山口康子
闇の中の器(1) 女性史・序のためのモノローグ	寺田操

余白ろく——私のページ こぼればなし

橋 本 憲 三

ばっすい 婚姻史研究の再検討(読売新聞・昭和46年1月22日号。)

女性史研究で偉大な学問的業績残す(新婦人新聞・昭和45年11月5日号。)

「招婚婚の研究」をよみおえて

小 山 篤 子

日本女性史論

金 谷 明 子

高群逸枝の「エロス論」についてのスケッチ風メモ

日 比 とし み

テーブルスピーチ

坂 本 良 高

女性を考えなおす

関 口 敦 子

たより

尚瀬久美子/山田美津子/平塚らいてう/村山  
泰子/和田幸枝/野見山宏子/伊藤則子/村田  
悦子/阿部民代

題未定——わが終末記(4)

橋 本 憲 三

### 第12号 (1971年7月)

高群逸枝と柳田国男(9)

村 上 信 彦

現代の喪失『女性の歴史』覚書(9)

河 野 信 子

闇の中の血の器(2) 彼岸と主体

寺 田 操

ばっすい 未完の放浪者(「爆破 人間原型論序説」より)

野 本 三 吉

出発にあたり

田 中 由 理 子

高群逸枝——その足跡をたずねて

小 宮 敦 子

たより

小林登美枝/釣邦子/伊藤敬子/藤井かおり/  
藤井良/楡山和子/堀内芳子

自叙伝メモより

高 群 逸 枝

題未定——わが終末記(5)

憲 三

### 第13号 (1971年10月)

高群逸枝と柳田国男(10)

村 上 信 彦

現代の喪失『女性の歴史』覚書(7)

河 野 信 子

原像 闇の中の血の器(3)

寺 田 操

逸枝の「エロス論」についてのスケッチ風メモ(2)

日 比 とし み

結婚愛とエロス ———スザンヌ・リラルによせて——(1)

山 田 美 津 子

未完の放浪者(ばっすい)「爆破 人間原型論序説」より

野 本 三 吉

たより

小林登美枝/米徳満/高橋はつ/西川紀恵子/  
大沢のぶ子/寺浦佐知子



題未定——わが終末記(6)

憲 三

第14号 (1972年1月)

高群逸枝と柳田国男(11)

村 上 信 彦

始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(1)

河 野 信 子

闇の中の血の器(4) 国家の論理と汎神的母性我

寺 田 操

逸枝の「宇宙論」についてのスケッチ風メモ(3)

日 比 としむ

結婚愛とエロス —— スザンヌ・リラルルによせて —— (2)

山 田 美津子

高群逸枝全集総目録(6)

ぼっすい——未完の放浪者(「爆破 野本三吉 人間原型論序説」より)

たより

小林登美枝/成田裕子/野本三吉/辻村せつ子/  
仙波佳代子/和田美代/福田恵里子/大賀薫/イ  
カロス書房/荒井かおる/古屋八重子/堀江澄代  
/奥館美子/竹内素子/披村芝万子/今裕子/篠  
崎芳美/進藤光雄/星雄子

最後の人(高群逸枝伝)(8) 序章 森の家日記(8)

石 牟 礼 道 子

題未定——わが終末記(7)

憲 三

民衆哲学・高群逸枝 —— (わが終末記・憲三)

第15号 (1972年4月)

始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(2)

河 野 信 子

高群逸枝論 (1)高群逸枝へのアプローチ

石 川 純 子

闇の中の血の器(5) 未表現の言語

寺 田 操

逸枝の「宇宙論」についてのスケッチ風メモ(4)

日 比 としむ

結婚愛とエロス —— スザンヌ・リラルルによせて —— (3)

山 田 美津子

きりぬぎ

朝日新聞(昭和46年11月13日) 読売新聞(昭和46年 8月 5日)

週刊朝日(昭和46年12月31日) 朝日新聞(昭和46年11月18日)

日本読売新聞(昭和46年5月3日)

たより

野本三吉/福場由美子/安藤良子/久保カヨ子/  
中村郁子/中野安子/稲垣美治子/辻村せつ子/  
西川祐子/松原禎子/若山啓子

運動の思想の質

西 田 真理子

新 茶

小 林 登美枝

回想の「森の家」	藤井良
題未定——わが終末記(8)	憲三
<b>第16号 (1972年7月)</b>	
始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(3)	河野信子
闇の中の血の器(6) 失語の位相(上)	寺田操
逸枝の「宇宙論」についてのスケッチ風メモ(5)	日比としみ
結婚愛とエロス——スザンヌ・リラルルによせて——(4)	山田美津子
私の課題	
はかなさの美学	野本三吉
自己許容との対決	八幡紀恵子
高群逸枝全集総目録	
たより	森信三/野本三吉/寺田操/寺崎洋子/小牧菊代/小栗久子/鹿山幸江/細川すみれ/下田千恵子/楢山和子/畑谷外志子/梶田清/平野純子/村上信彦
わが祈り	高群逸枝
題未定——わが終末記(9)	憲三
<b>第17号 (1972年10月)</b>	
始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(4)	河野信子
高群逸枝論 高群逸枝へのアプローチ(2)	石川純子
闇の中の血の器(7) 失語の位相(下)	寺田操
私のなかの高群逸枝(1)	村上信彦
高群逸枝全集目録(8)	
たより	来徳満/川上貴美子/山田美津子/水原博子/本多義子/森美代子/萩豊子/前川美砂子/中川令子/渡辺三男
近況	河野信子/寺田操/石牟礼道子/村上信彦
きりぬき 女の論理序説	日本読書新聞(第1652号)
<b>第18号 (1973年1月)</b>	
始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(5)	河野信子
高群逸枝論(3) 「感情革命」の意味するもの(上)	石川純子

闇の中の血の器(8) 生命への愛と喪失 寺 田 操  
私のなかの高群逸枝(2) 村 上 信 彦  
たより 倭文/(不明)/星田宏司/菅田陽子/隅りえ子/  
高山由姫子

最後の人(高群逸枝伝)(9) 序章 森の家日記(9) 石 牟 礼 道 子  
きりぬき 「女性の歴史」(上)(下) 河 野 信 子 ・ 無 名 通 信  
森信三・実践人

第19号 (1973年4月)

始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(6)受苦と抑圧 河 野 信 子  
高群逸枝論(4) 「感情革命」の意味するもの(下) 石 川 純 子  
闇の中の血の器(9) 生命への愛と喪失(中) 寺 田 操  
私のなかの高群逸枝(3) 村 上 信 彦  
「くらし」21より 佐 藤 茂 夫  
たより 山田美津子/小山篤子/末岡園子/野田伊津子/  
森清美/原恵子/稲垣忍/菅田恵子/原始女/野  
本三吉

第20号 (1973年7月)

始源の時『恋愛論』『恋愛創生』覚書(7)一体主義 河 野 信 子  
高群逸枝論(5) 高群逸枝の母、そして「出発哲学」(上) 石 川 純 子  
闇の中の血の器(10) 生命への愛と喪失(下) 寺 田 操  
私のなかの高群逸枝(4) 村 上 信 彦  
たより 谷ユリ/編集室/長広文子/原始女/渋谷  
定輔

逸枝さんへ(1)——水俣へ—— 柴 田 道 子

第21号 (1973年10月)

女性史の方法覚書(1) 河 野 信 子  
高群逸枝論(6) 高群逸枝の母、そして「出発哲学」(中) 石 川 純 子  
母系制の研究との出会い(1) 寺 田 操  
私のなかの高群逸枝(5) 村 上 信 彦  
たより 成田裕子/堀渕一二三/向井克胤/善積京子/坂野加代  
/信州大学教育学部図書館/森美代子/工藤真理子

逸枝さんへ(2) —— 編集室より ——

柴 田 道 子

第22号 (1974年1月)

女性史の方法覚書(2)

河 野 信 子

高群逸枝論(7) 高群逸枝の母、そして「出発哲学」(下一)

石 川 純 子

私のなかの高群逸枝(6)

村 上 信 彦

たより

模索舎/三月書房/日本大学総合図書館/東京  
大学/図書館/共立女子大学図書館/同志社女  
子大学図書館/愛知図書館/大阪市立大学図書  
館/天理図書館/広島県立図書館/千葉県立中  
央図書館・以上資料の寄贈依頼。栗原弘/栗原  
葉子/森信三/野本三吉/中原貴美代/川名郁  
子/鶴田貞子/阿部節子/山口康子/河野信子

最後の人(高群逸枝伝)(10) 第一章 残像(1)

石 牟 礼 道 子

第23号 (1974年4月)

女性史の方法覚書(3)

河 野 信 子

高群逸枝論(8) 高群逸枝の母、そして「出発哲学」(下二)

石 川 純 子

母系制の研究との出会い(2)

寺 田 操

逸枝さんへ(3) —— 松橋から弘川へ ——

柴 田 道 子

たより

川上貴美子/(不明)/川澄教子/矢野温子/  
立教大学図書館/(不明)/長嶺弘善/伊藤教  
子/露崎キヨ子/高山由姫子

最後の人(高群逸枝伝)(11) 第一章 残像(2)

石 牟 礼 道 子

きりぬき 週刊朝日(82)

第24号 (1974年7月)

女性史の方法覚書(4)

河 野 信 子

高群逸枝論(9) 「胎児の意志」と「母性の意志」(1)

石 川 純 子

寄田校の頃(坂崎カオル聞き書き)

佐 藤 千 里

私のなかの高群逸枝(7)

村 上 信 彦

逸枝さんへ(4) —— 松橋から弘川へ ——

柴 田 道 子

たより

北根豊/岐阜古書の会/八重洲書房/金栄堂/大谷富美子/森田詔子/  
染谷ひろみ/渡辺江津子/杉野智恵子/藤本光城/田村節子/藤沢かおる

- 最後の人(高群逸枝伝)(12) 第一章 残像(3) 石牟礼 道子  
 きりぬき 週刊読書人
- 第25号 (1974年10月)
- 女性史の方法覚書(5) 河野 信子  
 高群逸枝論(10) 「胎児の意志」と「母性の意志」(2) 石川 純子  
 母系制の研究との出会い(3) 寺田 操  
 私のなかの高群逸枝(8) 村上 信彦  
 たより 川名郁子／(不明)／南風盛成子／立教大学女性問題研究会／吉泉和賀子／大石路子／…／倉志保子／(不明)／三田村明美
- 最後の人(高群逸枝伝)(13) 第二章 潮(1) 石牟礼 道子
- 第26号 (1975年1月)
- 少女集(付・らくがき記) 高群 逸枝  
 女性史の方法覚書(6) 河野 信子  
 高群逸枝論(11) 「胎児の意志」と「母性の意志」(3) 石川 純子  
 たより 無名／暮しの手帖編集部／淑徳大学研究室・図書館／小野沢由美子／大野喜三郎／坂口雅樹／細川すみれ／杉野智恵子／稲永厚子／無名／岩渕のり子／村上昌美／奥田陽子／木戸口啓子
- 最後の人(高群逸枝伝)(14) 第二章 潮(2) 石牟礼 道子
- 第27号 (1975年4月)
- 道畔さち子様へ御返事 高群 逸枝  
 女性史の方法覚書(7) 河野 信子  
 対なるエロス(1) 高群逸枝『恋愛論』『恋愛創生』への試み 寺田 操  
 高群逸枝の奥つ城に献ずる歌 村上 昌美  
 たより 宮沢睦美／星田宏司／原田洋子／嶋田千恵／坪内たか子／村田悦子／高群逸枝読書会／雨宮恭子／秋成史郎
- 最後の人(高群逸枝伝)(15) 第二章 潮(3) 石牟礼 道子  
 ぬきがき 暮しの手帖33 "私の読んだ本" から 牧野 千恵子

第28号 (1975年7月)

- 四角集(上)(付・らくがき記) 高群逸枝  
女性史の方法覚書(8) 河野信子  
高群逸枝論(12)「胎児の意志」と「母性の意志」 石川純子  
出会い——わたしのなかの高群逸枝 西川祐子  
たより 寺田操／齊藤千鶴／白石美鈴  
最後の人(高群逸枝伝)(16)第三章 風(1) 石牟礼道子  
きりぬき 「歴史家……高群逸枝」鹿野政直(熊本日日新聞・昭和50年4月14日)

第29号 (1975年10月)

- 四角集(下)(付・らくがき記) 高群逸枝  
女性史の方法覚書(9) 河野信子  
高群逸枝と柳沢健 西川祐子  
墓参り 佐藤千里  
柳田国男の婚姻史像——その機能と内容—— 栗原弘  
たより 無名／森信三／橋本万平／渋谷定輔／牧貴博／  
村上泰子／星野英記／南風盛成子／一ノ倉志保子  
最後の人(高群逸枝伝)(17)第三章 風(2) 石牟礼道子  
きりぬき 朝日新聞(昭和50年6月20日)「女性のための20冊」もろさわようこ推薦

第30号 (1976年1月)

- 女性史の方法覚書(10) 河野信子  
高群逸枝論(13)「絶対愛」(1) 石川純子  
『恋愛論』を読んで 西川祐子  
柳田国男の婚姻史像——その機能と内容—— 栗原弘  
たより 吉岡修一郎／村上信彦／伊藤道子／小野沢由美子  
／岩渕のり子／山下真弓／坂田峰子／伊ヶ崎栄子  
高群逸枝のまなざし(『恋愛論』解説) 石牟礼道子

第31号 (1976年4月)

- 女性史の方法覚書(11) 河野信子  
反近代の思想の検討 西川祐子  
柳田国男の婚姻史像——その機能と内容—— 栗原弘  
たより 無名／笹川節子／放貴博／無名  
最後の人(高群逸枝伝)(18)第四章 川霧(1) 石牟礼道子

# あづまの女たち

脇本登亀子

あづま歌の歌人たちは、あづまの地を耕す農業労働者である。つねに権力の重圧にたえ、汗をながして大地を這い、生活の糧をえた人びとである。

しかし、花かおる春、黄葉にそまる秋、心をおどらせ、血をたぎらせて、筑波の山にのぼり集う日こそ、本来の人間性は息吹き、その感動と余韻はあづま人の心のなかに長くひびきつづけたにちがいない。

上毛野佐野の葦立折りはやし

吾は待たむあ今年来ずとも (三四〇六)

待つ人にあえない淋しさを、女のうしろ姿に感じながらも、来年も待つというそのけなげさがふかく心にのこる。ながい忍従の生活でつちかわれたつよさだるうか。女生来の辛抱つよさだるうか。

小筑波嶺の繁き木の間に立つ鳥の

目ゆか汝を見むさ寝ざらなくに (三三九六)

女のはげしい執念がうかがわれ、おもわず息をのみ、足がすくむような気がする。

筑波嶺の嶺ろに霞居過ぎかてに

息づく君を率寝てやらさね (三三八八)

何と云へかさ寝に逢はなくに

真日暮れて宵なな来なに明けぬ時来る (三四六一)

冗談をいい、声をあげて笑いあう女たち、この底ぬけの明るさはいたげられているのではなく女傑を感じさせる。

けれども、あづまの女たちはつよいばかりではなかった。

信濃道は今の墾道刈株に

足踏ましなむ履着けわが背 (三三九九)

花散らふこの向つ嶺の乎那の嶺の

洲につくまで君が齢もがも (三四四八)

このやさしい思いやり、美しくふかい愛情こそ、女の天分ではないだろうか。

荒涼として果てしなく広がる野づらに生まれ、はぐくまれたあづま歌は、はるかな彼方から、ともすればうすれゆく人間の本质を、わたしに語りつづける。

# 志賀島の山道で

山崎もと

志賀島国民宿舎での会議が思いのほか早く終って、晩秋とはいえ九州の地では日暮れまでにまだ時間があった。ここ志賀島は「漢委奴国王」の金印の出土地であり、万葉集にも数多くの歌が読まれた、古代の歴史を秘めた島である。展望台への道ははずれて山道を一人辿ってみた。

志賀の海人は漢刈り塩焼き暇なみ

櫛くし梳ひの小櫛くしとりもみなくに

当時、島に生きた女たちは苛酷な労働の毎日であつたろう。憶良の貧窮問答歌から思いおこせば、潮風に髪をそそげさせて海岸に働く女たちの姿が浮かぶ。

自然薯の黄葉が僅かに秋の気配をみせる他は、つややかな常緑低木が繁る山道は人の気配もなく、暫らく登つても眺望も展げなかつた。ふつと柔かな緑が目に入つて狭い野菜畑があつた。手拭破りの女性が怪訝そうにこちらを見ている。中年すぎの女の一人歩きが何となく気恥づかしくて足早に過ぎる。

ようやく木の間がぐれに海が見えてきた。対岸は糸島半島の突端唐泊たがしほあたりであらう。「韓亭能許わたしまのこの浦波立たぬ日はあれども家に恋

ひぬ日はなし」天平年間の遣新羅使の歌であるが、この辺から能古島、老岐、対馬にかけて、東国から徴収された防人たちが駐屯した地である。防人たちの思いはもつと悲痛であつたろう。「吾等旅わらと思おぼほど家かみにして子持こぢちやすらむわが妻つまかなしも」働き手を取られた妻たち、子たちはどんな苦しいくらしを生きたであらうか。

空が広がって縦断道路に出会い、これを渡船場を下る。削り取られた崖に「くさぎ」の蠟細工のような花が美しい。志賀海神社の脇に小公園があつて足を踏み入れて息をのんだ。第2次世界大戦の戦死者の名札がずらり掲げられている。その数の多さ。千島樺太方面から比島方面、支那方面、ボルネオ、ジャワと各方面に分けられて数えれば二四一名。この小さな島（昭和十年人口六五〇〇人）からこの前の大戦はこれだけの若者を戦死させてしまった。「海行かば水漬く屍山行かば草生む屍大君の辺にこそ死なぬ……」と千余年前の万葉の歌に鼓舞されて多くの男達が戦いに死んでいった。残された女達は私も含めて、今生きぬいている。歴史の中に生きる思いを胸に島をあとにする。



# つらつらツバキ

川上淳子

年頭の活け花に、私の好きな椿を活けてみました。いま、我が家の床の間に、椿は静かな初春のムードを漂わせている。花は付け根からコロリと落ちるゆえ、お見舞いや花言葉では不吉とされる椿だが、何故か日本の華道ではめでたい春を呼ぶ花材となるから面白い。

日本の古代には、春の訪れをあらわす花は桜でなくてツバキであったという。椿の字がそれを証拠だてている。ツバキを椿と書く。これは日本の春を代表する植物名として飛鳥時代に作られた新字である。元来、暖地性であるツバキが北国まで分布しているのは、ツバキが春の再来を占う大切な木で、南から北へ移住した人が、民間信仰と共に持ち込んだものかもしれない。また、ツバキは人間の唾液と同じように生命の力を含んでいて、呪いの力を具えていると信じられていたようである。というのは、朝廷の正月行事に用いる卯杖<sup>うづえ</sup>卯杖に邪気を追い払うツバキを使用したことは、その説得力を増すであろうし、万葉の歌人に多くの歌興をおこさせた土地大和の海<sup>うみ</sup>石<sup>いし</sup>榴<sup>りゅう</sup>市<sup>いち</sup>も、一定の季節に呪術者が集まった場所であることを思い併せると、更に調子づく。

さて、ツバキには艶葉木、厚葉木、津葉木、光葉木、寿葉木と古

語に出てくるが、万葉歌では椿、海石榴、都婆木と記されている。万葉歌の中で、特に印象深い歌がある。

巨勢山の列<sup>つらつら</sup>椿<sup>つらつら</sup>つらつらに

見<sup>し</sup>つ<sup>し</sup>思<sup>し</sup>はな巨勢の春野を(一・五四)

この歌は大宝元年の秋九月に、持統太上天皇が紀伊国へ旅の途中、椿の並木路が余程印象的であったのか「来春は椿の花がさぞかし美事であろうなあ」と、まだ見ぬ春野を愛で思ふ歌。列<sup>つらつら</sup>椿とは、たくさんさんの椿が列をなして連なっている有様のことであれば、この山麓の椿は、当時の人工的植林ではなかつたらうかと感想をもつ。巻七の万葉歌の中に、齋<sup>いはい</sup>種<sup>むね</sup>を蒔<sup>ま</sup>くため新開の適地を求めた足結<sup>あゆい</sup>姿の歌がある。延喜式の齋院<sup>いはい</sup>司式に禊料<sup>しゆりょう</sup>の布に就いて「駕(〇)丁四十四人、脚結料 各一尺三寸。十五端、雑用料」とあるのも興味深い。白い紐が袴の膝下でチラチラと見え隠れする足結姿が、椿の植林作業に奉仕している。私は、昔日の奈良の山里を想い浮かべ、「巨勢山のつらつらつばき」のメロディーを口づさむ。この歌は、私の学生生活のフィナーレとして、卒業の音楽祭に声高らかにうたった歌である。

(一九七七・一・一〇)

# フィリピンの原住民をたづねて

林 葉 子

此の度、フィリピンにいる娘を訪ねましたおり、ルソン島南西にあるミンドロ島奥の山岳地に住むマンギアンという、原住民の部落まで参りました。そして、そこに派遣されて働いている日本人の看護婦さんと、その小学校の先生をしているフィリピン・タガログ族出身の青年の話を書く機会を得ました。

そもそもフィリピンとは、十六世紀までは、部族国家分立の状態であつたのですが、一五二二年三月スペインの第三次東洋遠征隊のマジェランが、世界一周の途上、セブ島に上陸して以来、スペインが諸種族の不統一と、互の反目を利用して、武力によつて制圧し、一五四三年当時のスペイン皇太子フェリペの名にちなんでつけられ

た名だと、云われています。その後、スペインによる植民地支配が進められました。一八九八年の米西戦争でアメリカの支配下に入り、第二次大戦の戦場となりました。一九四六年七月四日に共和国の誕生となつたのですが、種族は約五十五ほどに分かれ、混血が進み、マライ族やヨーロッパ人との混血児が、指導的立場にあるといひます。

マンギアン族は、以前は海岸近くの平地に住んでいたのですが、開発に追われて次第に山岳地帯に逃げこんだおとなしい気の弱い原住民ですが、自分たちだけの言葉や文字を持ち、或種の誇を持つて生活しているといひます。マンギアン族はフィリピン政府発表では約三万人、

その中に更に九種族ありますが、私が訪ねたのは、ハヌノオ（本当のマンギアンの意）族で約七千人とのことでした。

近代的な観光都市マニラの市街地を過ぎて、フィリピン特有の家並が車の両側に続く様になりますと、それが日本にある（あつた？）ものとよく似ているのに気がつき、懐かしくなりませんでした。茅の代りに椰子の葉でふいた屋根、高床式の御堂、紙の代りに貝殻を薄くしてはつた障子、牛若丸が弁慶とやりあつて飛び乗つた欄干やぎぼうし、小学校の頃の国語の教科書の挿絵にあつた「お懐かしや母様 木曾のまんじゅでございます。」と取りすがつて泣いている所の牢の木格子、すだれ盆栽の鉢、そんなものがいっぱいなのです。そして、マンギアン族の学校の先生と生徒が整列している何かの式の様な写真を、見せてもらった時は、「まあ！」と思わず声が出ました。人は皆、腰から上は日本の和服の原型といわれる貫頭衣、そして下はといえば、男はふんどしを後に長く垂らしたものに、女は腰巻きのいでたち。誰が何と云おうと、日本人の先祖は此所から海を渡つて九州にたどり着いたのだと、私は悟つたのであります。後から聞き

ますと、私がつと南のジャワに行きますならば、もつと涙を流して「日本人の先祖はジャワからジャワから」と云うに違いないとのこと。ジャワの方がもつと日本人の先祖風なのだそうです。戦前私は朝鮮に住んでいましたが、そこで私は、緯度の上では余り違わぬのに、住居や衣服の構成が日本内地と朝鮮では、こうも違うことよと、感心していたのです。然し此の写真は昔のものであつて、今そこにいる人々は、他部落の人と同じ様な、シャツやズボンを着けていました。ただ日本人の私達は、腰から上は裸であっても、先づはふんどしとかパンツをはいて、その上にステテコやズボンを着ているのですが、此の地の人は、下はふんどし一つであつても上衣は、よく着ている所が變つて見えしました。特に子供等は（非常に子供の多いのが目につくのですが）、上には何かを着ているのに、腰から下は一糸もなくて、おちんちんが持主の向いた方向で持主とは関係なく、太陽や風や人の視線とうなづきあつておりました。ついでに聞いた事を話しておきますと、これはフィリピンのキリスト教徒のしきたりだそうですが、三月か四月に行なわれるキリストが十字架にかけられた受難の日を記念する Good Friday 聖金曜日又は Holy Thursday にキリ

ストの苦しみを味わう為か（もつと深い色々の意味がある？）十二才―十八才の若者は割礼（男の陰部の先端の皮膚を切る）を農村では山林で、都市では病院で行うことになっていて、割礼を行うと役場の職員でも一週間位仕事を休むということです。

ニッパ椰子で作った、日本の家畜小舎の様な家に、子供は十人以上（十年位前から産制運動が始められたがなかなか効を奏さない）時には竹とニッパ椰子の葉で仕切られた階上と階下に、別々の家族が住むこともあり、就寝時など家族全員が揃っている時に行きあわせると、壮観な眺めだといえます。かまどが出来たら、結婚しているということになるのだそうですが、結婚までの道程は、例えば、いま彼女（日本から派遣された看護婦さん）の事務所の男の子は毎晩、歩いて一時間もかかる女の子の家に、ギターをかかえて歩いて行きます。そこでギターをひきながら「自分はこういう男だ。貴女の為にこんな事をしてあげる。こんな物を持つてるよ」等とアンバハン（日本の詩吟の様な風）を歌う。そしてチョコレートやキャンデーを二箇か三箇又はヘアピン等をプレゼントして帰ります。女の子の気持が動き室内へ入れてもら

のに六ヶ月―一年―二年もかかるといいます。一人の娘に通う若衆が複数という場合も多いそうです。昔は白い布をかぶって歌い、室内へ通されても白布をとる事を許されませんでした。今は白布はかぶらないそうです。結婚すると男は、ニッパ椰子の材料を集めて来て小舎を作ります。どこに小舎を作ろうと、マンガンの人は怒らない（私は理解出来なくて、土地は誰のものか、境界はどうなるのか、しつこくたずねましたが、現地の人には私のたづねの意味が理解出来ないらしく面倒くさそうでした）。十二才の男の子は、一つのニッパハウスを作ることが出来ます。そしてかまどを作り、親の耕作している畑の一部を分けてもらったり新しく開墾したり、それを親や兄弟に手伝ってもらったりしながら独立していきます。親の物を最後に皆もらい、親と一緒に暮すのは、末子の場合が多いそうです。ニッパ椰子の小舎で死人が出ると、その小舎を捨てて、新しいニッパハウスを別の所に建てて住みます。然しこういう習慣も広い道路が出来、車で沢山の人々が入り来る様になつてから、急速に失われています。

名前のよび方が少し変つています。例えば、ブッゴスという女の子がマリアノ・イリンと結婚すると、ブッゴス・

マリアノとよび、時には以前のまゝにブッゴスであり、ニオという子が生まれると、その子はニオ・マリアノとよび、ニオ・イリンとはよばない。開発の進んだタガログ族では、アルベルト・F（母方の苗字の頭文字）・パンガニバンとフェル・B・アイロンが結婚して生まれたロザリオは、ロザリオ・B・パンガニバンという名前になります。結婚年令は、女性の初潮前後が一番多く、十二才と十六才と二十才です。年令差など考えないで、本人同志で選びます。色々な場合に女性の方がむしろ地位が高く、優位にあるようです。キャピタン（マンガアン村長）も今は男ですが、その前は女であつたそうです。物珍らしそうに集まつて来た人々の中の誰かが突然「見よ東海の空あけて……」と日本語で歌い出しました。歓迎の意味らしいとの事です。そして現地語で「日本軍が勝てばよかつたのに、負けてしまつて残念だ。アメリカの味方をした友達は、うまい事をして威張つているが自分は日本の味方をした……」と話しかけてきます。私達は第二次大戦は昔のこととして、忘れかけていたのですが、此の地の人々は、昨日の出来事のように覚えているのでしょうか。「第二次大戦で日本軍のフィリピンでの行

方不明者は、数十人いるそうですが、その殆どは、マンガアン部落にいるそうですよ。そこで敵をたて、堆肥を入れて 日本式耕作をし、妻を持ち子を育て、今はもう六十才前後でしょうか。軍歌や日の丸で呼んでも、もう小野田さんや横井さんの様に現われては来ないでしょう」とは、フィリピンに三年ばかり住んでいる或る日本人の話でした。

太陽光線で明るくなる時にめざめ、暑さの昼は寝て過ごし、日没と共に一日の業を閉じ、人々は貧しいが屈托がなく明るく見えます。貧しいのは、工業が無いからでしょうか。色々な斗いに勝ち抜こうとがんばらないからでしょうか。然し、此の清澄な空気を存分に肺に吸い込む時の「生物」としてのよろこび。海で拾う魚貝に、水銀汚染の警戒を解除出来るのどけさ。祖等オヤダチの時とそっくり同じ空と海と樹と陽光に包まれて、私は自分の中の「人間」が息をふき返して来るのを感じました。此の地の人々は今、後進とよばれ、開発を目指して叱咤激励されているのでありますが――。

そしてもう一つ、この度の滞在で思い知ったことは、家や衣類のことは、見てさわれば何とかわかり、食物も

市場へ出かけたなり家庭へ招待されたりすれば、身振り手振りを加えて何とかわかりますが、結婚とか、家族を創つてゆく過程とかは、たとえ語学が達者であったとしても、とてもとでもわからないということです。奥底の眞実を知るためには、その地に長く暮し、原地の人と結婚

もして、更に何十年も住みこんで研究せねば、わかりはしません。そこで、モルガンの功績がどんなに重いかということ、そして語学が何といても先ず必要だということでありました。

卯野木 盈二編

# 高木敏雄初期論文集

上卷

頒価一八〇〇円

高木敏雄顕彰会  
共同体社刊

高木敏雄は日本近代神話学の創始者である。彼は明治三十三年より明治四十年までの第五高等学校の教授時代に、多くの業績を著し、明治三十七年に日本で最初の近代神話学の著書『比較神話学』を刊行し、津田左右吉、松村武雄等に大きな影響を与えた。

その後明治四十一年より東京高等師範学校教授に転じ、柳田国男と共に雑誌『郷土研究』を大正二年より刊行し、この雑誌に多くの論文をかいた。そして『日本伝説集』、『童話の研究』などの著書を著している。『高木敏雄初期論文集上巻』は彼の五高の学生時代の論文五篇を集録し、彼の業績に関する伝記を付したものである。(購入申込は熊本市水前寺公園十八の五 卯野木方 高木敏雄顕彰会、振替熊本二〇四七一)

# オーストラリアの社会組織

W・H・R・リヴァース  
卯野木 盈 一 訳

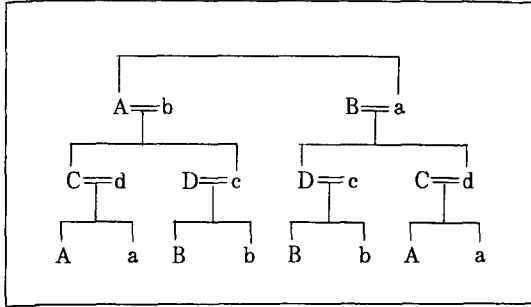
オーストラリア諸部族の社会組織は非常に理論的に重要なものである。この大陸では二分グループ・ピングはよくあるが、亜グループ・ピングの複雑な組織と普通結びついている。中央オーストラリアのデイェリ族のようなある人々の間では、亜グループ・ピングをもたない単純な二つの半族がある。他の場合には、各半族は再び二セクションに分けられ、四グループからなる区分に導かれる。そしてその他の場所では、八セクションをうみだしている更にその上の亜区分のプロセスがある。これらの諸グループの主な機能は、もしそれがたとえ唯一のものでないとしても、婚姻の規制であり、その結果、諸グループは一般的に婚姻階級として知られてきた。しかしA・R・ブラ

ウン氏が四グループがあるときに、それらはセクションとよばれ、八グループがあるときには亜セクションとよばれるということを示唆した。ただ二つの半族があるところでは婚姻規律はメラネシアにおけると同じ順序で多くあらわれる。一人の男は他の半族の一人の女と婚姻しなければならぬ。この半族のなかでの婚姻は血族関係によつて規制され、ある一定の親族者たちは配偶者たちとして規定される。

四区分があるところでは、婚姻が規制されるところの諸規則の性質に変動がある。子供がその両親のいずれのグループにも属さないという点において、一般的な類似がすべてにゆきわたっている。それでもし我々がその四

階級をA、B、C、Dとよぶならば、出自の規則はつぎのようになるであろう。(1)

もし A || b  
 B || a  
 C || d  
 D || c  
 子供はCまたはcである。  
 子供はDまたはdである。  
 子供はAまたはaである。  
 子供はBまたはbである。



あるいは他の方法であらわすならば、つぎのようである。

婚姻の規制のこの図式は、交叉いとこ婚によって生み出されるところのものと密接に符合しているということが、ここでは指示されるであろう。そしてA・R・ブラウン氏は、(2) 四階級制度をもつ諸部族のなかでは、正常な婚姻は交叉いとこ

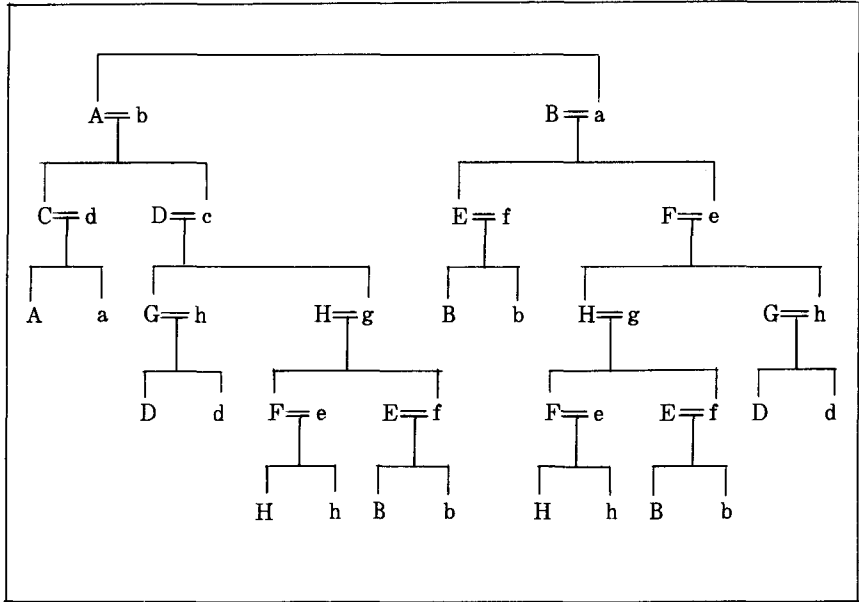
の婚姻であり、もし可能ならば実際の母の兄弟の娘との婚姻であり、もしできなければ、血縁関係によつて決定されるような類別的な母の兄弟の娘との婚姻であり、すなわち系譜的な親縁関係をたどることが可能であるところの娘との婚姻であるということを発見した。

アルンタ族の間で見出されるような八階級制度はもつと複雑である。この制度のなかで、婚姻は次の図式に従つて行なわれる。

A・R・ブラウン氏は、この複雑な制度が相互に関連していることを示して、その複雑な制度は一人の男が彼の母の母の兄弟の娘の娘と婚姻するという特別な婚姻形態の結果であろうということを彼は信じている。かくして、もし我々が上の図式のなかのDをとれば、彼の母の母の兄弟はEであり、Eの娘の娘はcであり、この図式によればDの妻であることを我々は知る。またAの母の母の兄弟はHであり、その娘の娘はAの望ましい妻であるべきである。

一人の男が彼が彼の息子のために正当な花嫁をえらぶときに行うところのプロセスを理解することは有益なことである。





この目的のためにDの婚姻の手はずを考えると、それはDがまだ若い間、時にはおそらく彼が生れる前に、なされていゝる。彼の父は彼の息子の妻の母となるであらうところのものを手配するであらう。彼女がまだ生れないので、彼女を妻に決めることはできない。Gは彼の妻の母の兄弟のところによく、それはEである。そしてその男の娘、即ち、おそらくまだ生れていないbをきめるが、ナガンジとよばれる関係に彼の息子を立たせる。Dが生れ、そして成長した時に、bが彼のナガンジであるといふこと、そして彼はおそかれ、はやかれ彼女の娘cと婚姻し、そして彼女が充分に年をとっていると結婚するといふことを知る。

同様にCは、Hすなわち彼の妻の母の兄弟と、彼の娘fはAのナガンジになり、その結果としてAはfの娘bと婚姻するといふことをとりきめる。

A・R・ブラウンによれば、オーストラリアで婚姻が取極められる本質的メカニズムは系譜的な親縁関係すなわち血縁関係である。その婚姻規制はオーストラリアを通じて二つの主な形態をとる。その一つは、まれではないが、一人の男が彼の交叉いといふことと結婚する。もう一つ

の形態は彼の母の母の兄弟の娘の娘と結婚するものである。ブラウンによれば、婚姻階級は血縁関係によるこれらの二つの婚姻規制の体系化にはかならない。そしてこれらの二つの規制は、上述の婚姻階級があつても、なくとも、等しく効果的である。かくして、ディエリ族のよくな部族は、ただ二つの半族をもつのみで四婚姻階級も、八婚姻階級ももたないとのべられているが、実際にただこれらの階級をもつと彼は信じた。それらは名づけられていず、それ故に必然的に人目につかなかつたと彼は考へるのである。いくつかのオーストラリアの諸部族はある親族者たちを明確な名をもつた諸階級のなかに統合し、それらが婚姻可能な関係と、婚姻不可能な関係を話し合う時、これらの階級に言及する。一方他の諸部族は系譜的な親縁関係の諸名称から結婚を話し合うものもある。婚姻階級は社会的なつながりの多かれ少かれ具体的な表現とみなされ、さもなければ親縁関係の名称法でただ表現されることができるとのみである。

これと関連して、A・R・ブラウンは、私を知るかぎりでは、従前の観察者達によつて書き留められていなかった一つの事実を指摘しているが、一人の男は彼が結婚

する階級のすべての女を獲得することはできないということである。かくして、その四階級のなかで、祖父母と子供達は同じ階級のなかにいるが、婚姻は同じ世代の婚姻階級の成員たちに限定されており、世代を上下にはなれている婚姻階級の成員たちとは許されない。

グループピングのこれらの複雑な様式のよりよい理解に対するブラウンの貢献はここに止まらない。彼は西オーストラリアだけでなく、その大陸のその他の地方でも、婚姻階級は地域グループピングと併存していることを見出した。婚姻階級の制度をもっている人々は地域グループの一つの大きな成員に分散される。ある場合には地域グループは族外婚的であり、他の場合はそうではない。族外婚的でないところで、A・R・ブラウンはそれを群ホルドとよぶことを提案した。それが族外婚的であるところで、彼はそれを氏族クラシとして表わす。そしてこのグループは私ホルドが用いているところの類別制のクランまたはシブに符合するのみならず、クランの地域的な多様性と符合するのである。

地域グループが族外婚的でないところでは、一人の子供は常にその父の群ホルドに属する。そしてこれはその地域グ

グループが族外婚であるときには、普通であるとおもわれる。かくて四階級制度と八階級制度の性質を表わしているこの図式では、一人の男が常に彼の父の父と同じ婚姻階級に属していることが注目されるであらう。四階級制度の場合に、A階級とC階級の成員たちが一つの地域グループに属していること、そしてB階級とD階級の成員たちが別の地域グループつまり地域グループのなかでの父系的出自から必然的にでてくる組織に属しているということをブラウンは発見した。

地域グループと出自のこの明確な接合は、ブラウンによって地域グループの重要さが示される以前に存在したところの状況を非常につきりさせた。かつて、所与の部族が父系的か母系的かについてしばしば討論が行われたことがある。その討論はその要点を大きくはずれていた。というのはそれらは婚姻階級に関して行われたからであるが、だから、これらの階級の配列のなかで一人の人間はどちらの親のグループにも属さない。この議論はほとんど意味をもたない。もし諸婚姻階級がオーストラリア原住民がもつところの諸グループであるならば、出自について語ることは全く何にもならないからである。

しかしながら、ブラウン氏は今や、オーストラリア族は出自のはつきりした諸規則をもっているが、それらは地域グループに適用されるものであり、婚姻階級に適用されるものではないということを示した。

私はこれまで地方的なグループピングの諸様式を地域グループについて話してきた。しかし一般的に、それぞれのグループは世界のその他の地方でのトーテムに相当する動物、植物、または他の物体に結びつけられた。換言すれば、地域的氏族グループピングとトーテム氏族グループピングが、互にカバーしている場合があるところである。それで我々はトーテムの父系出自についてもまた正しく語ることができる。オーストラリアのある地方では、一地方に限られないところのトーテム的グループピングがあり、これらの場合に、しばしば母系出自がある。

メラネシアの二分組織に関して、この組織は我々が定義する諸部族と一致するところの多くの地方的結合にひろがっていることを私は指摘した。オーストラリアでは二分組織はまた多くの社会集団の上に広がっており、それは氏族クランとともに分類されねばならない。そしてメラネシア人の証拠のもとと正確な調査は地方的なトーテム的

グループピングの同じ形態の存在を示すことが可能である。我々はすでに二分組織のなかのトーテム的グループピングのメラネシアでの証拠をもっているが、我々はこれらのトーテム的グループが一地方に限られているどのような事例も現在には知らない。

オーストラリアにおいて、二分組織と婚姻階級は婚姻の規制では単独で関係をもつことを信ずる理由がある。それらはそれらの非常に異常な、複雑な性格のために民族学者たちの注意をひくけれども、それらは、地方的な諸集団やトーテム諸集団と比較すると生活の一般的な規制のなかではたぶんたいして重要ではない。

それがブラウンによつて群ホルトとよばれる種類のものであるにしても、あるいはそれが族外婚的であるにしても、政治的な諸機能に関するかぎり、その地域グループは重要な単位であるということははっきりしているようである。このようにしてクランまたシブの定義に適合する。その族外婚的グループは宗教的に、またおそらくもつと正確には、すなわち呪術—宗教的観点でまた重要である。というのはオーストラリアにおいてトーテムリズムの宗教的また呪術宗教的観点は非常に重要なものであるからで

ある。儀式はトーテム動物や植物の数を増加させると、そしてこのようにして食物供給を増すと信じられているところのトーテム氏族によつて遂行される。オーストラリア族の物質的文化の大きな欠乏のために、その社会の経済的な特色はあまり重要ではない。しかし、それが存在するかぎり、それはトーテムリズムと密接に結びついており、そしてそのために地域グループとも結びついているということは注目に値する。

最後に、社会的グループピングのその他の二形式の出現にもかかわらず、厳格な意味での家族はただ存在するだけでなく、非常に重要なものであるということは注目されなければならない。しかしながら、その家族とよばれる集団は、A・R・ブラウンがそれを伴うところの親縁関係の特別の定義を与えることが必要であるということを見出したところの我々自身の社会のそれと非常に異っているということが認められなければならない。かくして、彼は夫と妻を一諸に住む人たちとして定義する。そしてその結合はその部族によつて認められる。彼は親を、子供が一諸に住み、子供を世話し、そして子供に食物を与える人間として定義づける。一方、兄弟達や姉妹達は

同じ家族集団に属している人間である。これらの定義で、ブラウンはマリノフスキーによって提議された<sup>〔3〕</sup>血縁関係の定義に非常に近づくということが注目されるであろう。それによれば人間というのは彼等がお互いの関係において義務と特権をもっているときに血族である。同時にブラウンは、一人のオーストラリア人が社会的問題を議論する時、本質的に決定する要素は系譜であるということをも十分に明らかにしている。二人の人間の相互の親縁関係は系譜的な親縁関係の調査によって明確になる。これらの系譜的な親縁関係は、ブラウンが親と子、兄弟と姉妹、夫と妻の親縁関係を定義したと同じような社会的機能によつて最初の例において決定されていたようであるけれども。

(注1) 大文字は男達をさしており、小文字は女達をさしている。

(注2) 『西オーストラリアの三部族』「王立人類学会誌」四三、一九一三年、一四三頁

(注3) 『オーストラリア原住民のあいだでの家族』

一九一三年刊、第六章

訳者のあとがき

この「オーストラリアの社会組織」は、W.H.R. Rivers の Social Organization の Appendix II の Social Organization in Australia の訳である。

Social Organization は昭和十八年三月に井上吉次郎の訳で『社会体制』として育英書店より出版されたが、Appendix I. II. III. は省略されている。それがこれが初めての訳である。Appendix I. についてはその出典を、エリオット・スミスはその序文で述べているが、Appendix II. については全く何も述べていない。Appendix III. はW. J. ペリが書いた論文である。それで Appendix II. はリヴァースがどこにかいた論文であるか現在のところ不明である。

# 母たち

R・S・ブリフォ  
石原通子 訳

## 第三章 族外婚の規則（前半）

もつとも初期の社会的集合は、多くの学者たちによって指摘されてきたように、かなりの規模のものであると仮定されるにちがいない。社会関係と人類文化の端緒でさえ、一つの普通の家族のような、少数の個人から成りたっている集団に発達してきたというようには想像されえない。たとえば狩猟においてともなわれている共同活動は、動物とほとんどかわらない知能の発達にある二人または三人の男の協力から進化してきたと想像することはできない合同活動を仮定する。カーベート・リード教授がはつきりとしてしているように、家族生活だけでは、有節言語の最初の発達のための見通しをあたえるのには不十分である。一般的にはすべての文化は人類の交渉の範囲に比例し、従って共同体の規模によって、その共同

体の他の諸共同体との関係の程度によって、促進される。フェゴ島の野蛮人、アマゾンやパラナのもつとも悲惨ないくつかの諸部族、セイロンのウェーダ族、いくつかの北極地方の住民集団のような、最低の文化段階にあるいくつかの諸人種は、家族よりは大きいとはいえない小さい散在した諸集団で現在では生活しているとされている。だが、これらの事例のどれもが、原始人類の状態を説明するものとして引用されることはできない。というのは、これらの人びとの現在の状態が、もつと強力な敵の圧迫によって不利な地域においやられた結果であることが、だれにも知られているからである。だから、南アメリカの他の諸人種とおなじエトノス原族にぞくするフェゴ族は、「文字通り世界の端に押しやられた」ので

あり、「小さな氏族クランまたは家族集団に分解することを餘儀なくされた」のであつた。エスキモーとシベリア諸部族は、おなじように北極の不毛の雪原に追いやられたのであつた。ウェーダ族は、「彼らじしんよりもつと文明化された祖先から出自した」が、征服的な侵入者によつて森のなかに押しやられたとされている。同様にアマゾン地方の諸部族は、北方の出身であつたトゥピ諸部族によつて、海岸から奥地へと追われたといわれている。これらは、社会構造と文化が退化した敗北した諸人種である。だから、彼らは原始の人類状態を代表するものとして引用されることはできない。人類の社会と文化の発端は、生命そのものの起原とおなじく、非常に都合のよい諸条件、敗北し退化する諸人種ではなくて勝利し進化する諸人種を設定する。

なによりもつとも大きい混乱をひきおこした問題は、人間社会は端緒から、あるいにその発展の初期段階から、単一家族よりも大きい諸集合から成りたつていたと仮定する必要から起つてゐる。初期人類社会は、あらゆる動物の結合とおなじように、男女の生殖集団であつた。その集団のなかでの性的関係は、完全に乱婚的であると仮

定されねばならないか、または彼らはなぜそうではなかつたのかという理由がしめされねばならない。より大きい共同体のなかでの、分離した性的集団または家族の形成は、それについて十分に考えなくては、仮定することはできない。男と女のなんらかの近密な結合のなかで、分離した性的つれあいの結合が、自然的におこることができるという推測をただしきとする、どんな種類の生物的事実も存在しない。人類社会のなかでみいだされ、社会的集団のなかでの個々の家族を構成しているこのような分離は、動物のあいだではひきおこされない社会的規制と道徳的伝統の結果である。動物のあいだでは、つねに一对で結合する諸種属でさえも、彼らが多数あつまるやいなや、乱婚的になる。ゴリラは集団のなかで一对で連れそつてゐるとの仮説を上述したようにライヘノーは主張している。だが博物学では未知の事象を提起しているその仮説は、まったく十分な証拠によつて立証されないし、類人猿の性行為についてのわれわれの知識とまったく矛盾している。類人猿のあいだでみいだされる諸結合様式は、初期人類集団にかんする推理にとつての非常にあいまいな基礎として役立つにすぎず、これらの諸結

合様式にかんしては、諸経済状況に関連して類人猿のさまざまな種属のあいだで、また同種属のなかで変容するのみいだされる。ということがここでは指摘されるかもしれない。食物が豊富なところでは、彼らは大きな群でみいだされ、食物がとぼしいところでは、より小さな集団でみいだされる。多量の食物を必要とする大きいゴリラたちは、より小さい体つきのチンパンジーよりもより小さい群でみいだされ、オラン・ウータンはまったく孤独である。だが類人猿の集合の規模から、初期人類の諸集団の規模の推理がひきだされないように、同時に初期人類集団の性的反応や習慣が、類人猿やそのほかのなんらかの哺乳動物の種属のあいだでみいだされるものと、まったくちがっているという適当な証拠なしには、いかなる仮説も主張されることはできない。

もつとも初期の人類の社会的諸集団が増殖と一対の継続する結合によって形成され、あるいはいくつかの集団の集合によって形成されたと仮定されても、おなじことになる。あらゆる生物的慣例にしたがって、より大きい一集団は、反対の証拠がないために、性関係ではまったく乱婚的であると仮定されねばならない。社会起原の間

題は、そのような乱婚的集団における性的な拘束と規制の採用を証明する問題である。

すべての男の成員たちが、女たちの性的仲間であった乱婚的集合は、人類の状態のもとでは、すぐに母性的特色を失って、社会起原の父権学説にえがかれているような、専制的な雄の本能によって支配された群になる傾向があることが観察されるであろう。獵師や戦士としての男たちの肉体的優越は、それらの諸状態では、雄の肉体的優越がとるにたらないし、雄でも雌でもそれぞれの個体が自給自足である動物の集団では、おなじようなやりかたで、おこりやすくないところの雄の専制を確立する傾向がある。すべてにのべられているように、それらの状態は、ごくひかえめにいっても、特殊な人間性格の発達と文化の成長に、たいへん不利であったであろう。

われわれが民族学的資料の証拠にたよるとき、未開の人類の諸共同体では、性関係について、動物の乱婚に密接していることを、一般的にわれわれがみいだす。社会の基礎として考えられているような家族は、これらの社会の顕著な特徴ではなく、それで社会的人類が伝統的概念による孤立的諸集団のなかでおこるか、それともす



に構成され、永久に結合された家族集団からおこるかを推定する根拠はない。動物家族は、まったくちがった集団の型である。それは雄と雌との結合によつてではなく、母と仔との関係によつて形成されている。そして雄は集団の本質的な特徴を構成していないので、たぐさんの母系的諸家族の集団が、性関係の完全な乱婚となぜに矛盾するかという理由はない。

だが未開社会のより低級な諸形態は、父系的諸家族の性的分離を確立する規定によつてしるしづけられないとはいへ、ほとんどそれらのすべてに見いだされ、一般的に観察される一つの重要な性関係の規定がある。そして性関係が他の点で乱婚的であると仮定されるとしても、性関係におけるその拘束が初期の人類集団に最初から働いていたか、あるいはごく初期の段階において確立されるようになったか、仮定されねばならない。

人類学的文敵についての、ざっとした知識でももっているだれにとつても、原始社会集団の組織を支配しているもつとも一般的な規則は、「族外婚」——すなわちその性関係は集団のなかではおこなわれなくて、つねにもう一つの集団の一成員あるいは成員たちとおこなわれね

ばならないという規則——と呼ばれているものであることが知られている。族外婚の規則は、実際にはより高度の社会における近親相姦の禁止と同一である。唯一の相違は、われわれの進歩した父権社会において構成されているような家族のなかでの禁止は、少数の近親者たちに影響するだけであるが、諸家族からではなくて、より大きい諸集団すなわち諸氏族クランから成りたつている諸集団では、集団の成員たちのすべてに影響をあたえ、男と女の成員たちのあいだの性的関係が禁止されている。族外婚の規則によると、どんな規模であろうともその集団の男または女のどの成員も、まったく別の集団のなかで性的配偶者をさがさねばならない。多くの原始社会において、その規則が実行されているのが見いだされるところでは、様式は男たちがその母系集団を去つて、彼らの性的配偶者のぞくする集団のなかにうけいれられて、配偶者たちとともに住むか、あるいは単に男たちは彼らじしんの集団のなかに住みつけながら、男たちによつて配偶者たちを訪問するかによるのである。どちらのばあいにおいても、女たちは彼女らが生まれた家族集団をはなれない。

族外婚の起原について、さまざまな数多くの理論が与

えられてきたが、この問題にたいしてほとんどの著述家も、やむをえず新しい理論を案出せざるをえなく感ずるという状況そのものは、どの理論もこれまででは満足させるように立証されなかつたというたしかな事実を確証している。すべてはほんとうに、致命的な反対を受けるべきであろうと言われるかもしれない。人類社会の進化において、何が組織のもつとも基礎的な、一般的な原則であるかということの説明することに失敗したことは、そのような解釈の試みが依存している方法または仮説のなかにあるなんらかの基本的な欠陥を指摘するようである。

主要な現在の諸理論は、たいてい三種の解釈にもとづいている。ダーウィンによつて間接的に暗示された一つの型の理論は、アトキンソン氏によつてもつと念入りにのべられたものである。それは社会起原の徹底的な父権説にもとづいており、原始的な父権的群、あるいは専制的な成熟した男によつて支配された「大家族」をえがいている。すべての女たちを占有しつづけるといふ貪欲なデスポットは、すべての若い男たちを追放するものとしてしめされており、それで若い男たちはカインのように、不完全に説明されているある別の集団のなかで女たちを

もとめざるをえなくなる。このような父権的集団が、動物的結合のどのような知られた形態から進化してきたかについての、すでにのべられた克服できないわかりにくさは——わたしにはそう思われる——は別として、この理論は自己矛盾であり、なにも説明していない。年とつた男たちのしつと深い圧制は、おなじ集団の若い男たちにたいするうちに、他の集団のみしらぬ若い男たちにたいして、おなじ程度に、そしてむしろもつと確かに、働らくであろう。それらの若い男たちは、それが彼じしんの父たちであろうと他人たちであろうとも、年とつた男たちとの闘争によつてだけ女たちを手に入れることができる。そして、そのような闘争において、他の女たちはもとより、彼らの姉妹たちをも手に入れるおなじような機会を確実にもつている。こういう事例の絶望は、彼らの父を食べたあとで彼らの母たちや姉妹たちをめとる若い男たちが、彼らの悪行を懺悔する気持で近親相姦の禁止をつくつたというフロイド仮説によつて説明されない。

近親相姦を禁止する起原、したがつて族外婚の規則の起原についてのもつとも古くもつとも普通の見解は、もつとも道德的な伝統にひとしく適用しているものであり、

すなわち、その規則は、一つの生まれつきの本能として人間の性質のなかに植えつけられているものであり、あるいはその侵害は悲惨な有害な結果を伴うので、その原則が救済策として異議なく採用されたという見解である。われわれの野蛮な祖先たちが、人口増殖での近親婚の有害な諸結果に気がつき、この慣行を停止するように決定したということが、科学的人類学の創始するまえには、すべての古い理論家たちによつてまじめに考えられた。多くの粗野な野蛮人たちは、その問題について質問されたとき、その習慣の起原についてのなるほどおなじような説明をあたえるが、その点では、彼らがたとえ意味を忘れてしまっているなんらかの習慣またはタブーについてもおなじである。たとえばオーストラリアのディエリ族は、性的結合がかつては乱交的であつたが、そのおそろしい影響があまりあきららになつたので、この問題を相談するために長老たちの会議が召集され、結局、彼らの一つの神託に相談して、彼らの現在の婚姻階級制度を制定することを指導されたのべている。黄金海岸のフアンティー族やニアサランドのア chevua 族は、おなじような説明を提供している。

設立された慣習が、それらがおろかに、そして迷信的にみえたとしても、ある無意識な知恵の土台にもとづいており、蓄積された経験の結果であるという一般的な通俗的な観念は、まったく錯覚であるということが、ここでついでながら指示されるであらう。野蛮人は絶望的に先見の明のないものであり、そして衛生的な理由や、または公衆衛生にもとづいて、なんらかの手段を採用するよりも、彼らの心理から遠くはなれることはない。たとえば、野蛮人たちの増殖低率のおもな原因は、すべての野蛮人の母たちに幾年ものあいだつづく延長された授乳の習慣にあることはたしかである。だが部族の増加は、すべての粗野な人びとのもつとも熱心な欲望の一つであるとはいえ、慣行を制限するために世界のどこかで、規則、迷信あるいはその他が、かつて生まれたということはない。あるいはまた、両親、とくに母の極端な年若さが、小柄で貧弱な生命力の子孫を、ほとんどつねにもたらす、というあきらかな決定的な証拠がある。しかしほとんどすべての粗野な人びとのあいだでは、若い娘たちは彼女らが子を産めるようになるやいなや、母になる。そして、多くの原始的な人びとの肉体的な衰退がもたら

される慣行のきわめて真実で明白な悪い結果が、それにたいする規則、異議、あるいは偏見をもたらすことはどこにもない。

近親婚が子孫に顕著な有害な結果をとまなうという観念にもとづいている諸説は、現在ではあまり科学的な説明ではない。だが、一般世論では、古い観念がなおもすたれないで勢力があるので、それにもとづく諸事実を一瞥することは適当であろう。この問題は、通俗的な先入観の歴史ではもつと興味ある研究を提供している。

多くの動物種は、もつと近い近親婚にもかかわらず繁殖する。本能あるいは工夫の形での、なんらかの規定が存在しない、そのために、このような近親婚にたいする阻止が置かれなければかりでなく、近親婚は、全動物の性質によつて助長されるようである。多くのものはわれわれがもつとも近い近親相姦的結合とよぶところのものによつて、もつばら増殖する。こうして、赤鹿や多くのカモシカの種属は、兄弟たちと姉妹たちとの結合によつてふつうは繁殖する。これは動物界をとおしての一般的な規則であるらしい。おなじ一腹の子の雄と雌との成員たちのあいだでおこなわれるのがもつともふつうである。

また動物の諸種属は、彼らのあいだでの違いがどんなに少しであつても、混血にたいしていちぢるしい嫌悪をしますのが一般的な法則である。「もしもこの情緒がなかったならば、この事例よりはもつと多くの雑種が自然に産出されたであろうという豊富な証拠を、現在われわれはもつている」と、ダーウインはのべている。よく知られているように、一對の、あるいはごく少数の人びとの子孫によつて、すべての領域がうずめられ、そして、すべてのそのような事例では、近親婚が非常に近密であるにちがいない。

幾世代にも密接して近親婚をさせる実験が、ネズミ、ハツカネズミ、モルモット、ウサギについておこなわれた。それらはもつとも多くの事例において、動物の性質や大きさについては悪い諸結果はしめさなかつたが、繁殖力の減退がときに観察された。けれども、多くの動物たちはきゅうくつな監禁のなかにおかれると、繁殖力の減退をうけるということはよく知られている。齧歯類は、とくに影響される。ロンドン動物園では、「数匹の齧歯類がつがわされたが、少しも仔を生まなかつた、数匹はつがいもしなかつたし、産みもしなかつた。しかし、わ

ずかのものは仔を生んだ。ふつうの野ウサギは監禁される、「ヨーロッパでは、けつして繁殖しない」。リスたちは、監禁されるとけつして繁殖しない。極端に多産の諸種属は、もしも彼らの繁殖力がきゅうくつな監禁によつて影響されないならば必ずらしいことであろうということについて、実験された。これらの諸実験は、最近H・D・キング博士によつて、シロネズミについて大規模にくりかえされた。健康なシロネズミからだけ繁殖するように注意がされた。兄弟たちを姉妹たちと規則的につがわせるといふ二対のネズミたちから、二系列の子孫たちが繁殖させられた。そして、でたらめに繁殖することが許されていたものに、繁殖を統制することがつづけられた。「これら実験室のネズミたちは、二二世代のあいだでできるだけ接近して近親婚をさせられた。彼らが六年前に出發して、それ以来ふつう無差別の方法で繁殖してきた原種のネズミたちよりも、すべての点ですぐれている」。近親婚の雄のネズミたちは、原種の雄のネズミたちよりも一五パーセント重く、雌たちは三パーセント重かった。かつて記録されたなかでは、もつとも大きいシロネズミが生まれた。近親婚のネズミは、「原種の

ネズミたちと、まつたくおなじ期間を生きていて、彼らは病気にたいしておなじように抵抗する」。不健康な個体の割合は、近親婚のネズミと原種のネズミとのあいだではおなじであつた。近親婚のネズミの繁殖力は、原種のネズミのそれよりも約八パーセント大きかつた。

家畜化された動物たちの飼育者たちの経験は、多くの世代にわたつて近親婚がおこなわれると、退化的な変化がおこるといふ証拠を提供すると、以前には思われていた。しかし、その考えは誤解であつたということが、豊富にしめされた。ブタやウシにおける脂肪過多のような病的な諸特徴を選出することは、生物的な見地から病的で退化的である動物の産出を、もちろんもたらすであろう。しかし、もつとも健康な、そして多産な家畜種は、もつとも接近した近親婚によつて維持されている。

人種では、諸事実の証拠は、どちらかといえば諸動物のあいだにおけるよりも、なおさらにもつとはつきりしている。近接した近親婚は、つねに多くの人びとのあいだでおこっている。族外婚の原則が厳密にまもられているところでさえも、もしもふつうの事例のように集団の外での婚姻が、特定の他の一つの集団において、世代か

ら世代にわたって行なわれるならば、交婚する成員たちは相互に従兄弟姉妹の關係にある。そして、二つの集團は、接近した近親婚が數世紀にわたっておこなわれるかもしれない一つの集團を事実として構成するようになる。われわれは、あとで言及する機会をもつであろうが、男が彼の第一従姉妹、すなわち彼の母方の、あるいはいくつかの場合には彼の父方の伯叔父の娘と婚姻することは、非常に広く行きわたった習慣である。これらの婚姻は世界の多くの地域で、義務とみなされている。そしてこの規則は、太古の時代からきびしく守られてきた。いまだかつて、どこにおいても悪い結果をもたらす徴候はみられない。そして、これらの婚姻をつねにおこなっている諸人種は、人類のもっともりっぱな体型をもっている、いくつかの人種をふくんでいる。だから、ベダウィ族のあいだでは、男はほとんどつねに、彼の第一従姉妹と婚姻している。さらにダウティが述べているように、「多くの彼らの婚姻生活では姻族關係であるにもかかわらずこれらの頑健なベドウィン山地では、不具あるいは精神病者はいなかった。」パーソンは、「ここに第一従兄弟姉妹たちの結合からの悪い結果は予期されない。そして、強大な民族の數代にわたる經驗は信用されてもよい。現

在の生物学者たちは、近親婚に結果として必然的におこる退化を立証するために、スペインの『血族婚』と下等動物の事例を引用する。彼らは、文明と人為的な生活がある特殊な影響をおよぼしているとか、アラビアは一般的規則にたいする唯一の例外であるとかの不十分な諸事例から説をたてている。わたしがあげた事實は、あらゆる東洋旅行者にとつては明白なことである」と、のべている。しかし、「唯一の例外」ではない。交婚が習慣であるところでは、おなじ經驗がくり返されている。スマトラのバタク族のあいだでは、じぶんの母方の伯叔父の娘を妻とする慣習が、太古の時代から嚴格にまもられている。この人種はインド諸島のなかで、もつとも肉体的に発達したものとべられており、そして男はギリシアの彫刻家のモデルにしてよいほどであるとユングフーンはのべている。フィジ族のあいだでは、おなじように第一従兄弟姉妹のあいだの婚姻が、一つの古來からの習慣であり、そして神聖な義務とみなされている。パーシル・H・トムソン卿とスチュワート氏によつておこなわれた少しばかりの住民の詳しい統計調査が、それは古い慣習にしたがつての第一従兄弟姉妹のあいだの婚姻が、親族でないもののあいだでの結合よりも、より高い出産

率と、子孫のいちぢるしく強い生活力と結びついていたことをしめした。なおも第一従兄弟姉妹婚の祖先伝来の習慣を固守しているフィジー族は、彼らの成員たちを維持しつづけている唯一のものであるのに、近親婚をしたものは急速に滅亡しつつある。世界の各地域において従兄弟姉妹婚の採択をおこなっている多数の人びとから前述の事実の証拠に反抗するような、なんらかの事例が提供されない。

さらに、世界のほとんどあらゆる地方では、小さい孤立した諸共同体があり、そこでは数世紀のあいだ婚姻は、必然的に近い親族である個人たちのあいだでおこなわれた。彼らはほとんどつねに、いちぢるしくりつばな肉体的発達と、健全な健康によつて特色づけられている。たとえば、ジャバのテンガー高地におけるスラバヤ共同体は、約一、二〇〇人の人びとがぞえられ、それらの人びとは数代にわたつて交婚している。「彼らは平原の人びととことなつて、背が高くじょうぶである」。また西部ジャバでは、全部で約四〇家族よりも多くない人数の小さな分離された共同体であるバドウィ族がいる。彼らは古いアニミズムのかわりに、どんな他の宗教も採用し

ようとはしていない。そして彼らは非常にきびしく、すべての近隣者から彼らじしんを分離してきていて、女はわずかな時間をのぞいては、その地域をはなれることが許されていない。彼らは男と女の双方とも強力な体格と、強健な健康でめだっている。そして彼らは土着民のあいだではもつとも立派なふるまいをし、もつとも正直で法律をまもると評判されている。ヨーロッパでは、このような交婚をしている諸共同体は、山岳地方と漁獵民のあいだにおいてふつうである。約三、三〇〇人の人びとがかぞえられるクロイーズイックにちかいバツツ族の共同体は、ヴォアサン博士による非常に完全な調査をうけた。彼は近親婚にもとづく畸形、精神病、あるいはなんらかの弊害の一つの事例もみいだされなかった。その共同体における第一従兄弟姉妹のあいだの婚姻は、当時のフランスにおける一般的な平均がわずか三人であつたのに、平均四・六人の子どもたちを生みだすのみみいだされた。ホイットビードとサルトバーンとのあいだの村であるスタイテスでは、数代にわたつて「多少とも、たがいに近親であるものたちが交婚していた」共同体が、つい最近まで存在していた。彼らは勇敢な漁夫たちの種族であつ

た。男たちは「立派な体力と、能力が十分に発達して、娘たちは正直で器量よしであり、子どもたちは三王国においてどこでもみいだすことができるほどに、非常にじょうぶであった」。マリーランド沿岸の向うのスマス島では、人数が七〇〇人をこえない住民のすべてが、そこでも交婚しているといわれている。「三年のあいだ共同体のなかでくらしただ一人の医者が、その七〇〇人の人びとのあいだで白痴、狂人、てんかん、あるいは先天的な聾のたつた一つの事例もみいださなかつた」。

ハプスブルグ家やスペインのブルボン家のような王室家族における種族的退化のあらわれは、近親婚の害を例証しているとして、しばしば一般に引合いにだされている——どのような根拠にもとづいてみたかはむづかしい——系統的に王朝の近親相姦をおこなってきたそれらの王室家族は、それらの相像される害の証拠をあたえていない。プトレミー家によつても何も提供されない。彼らがエジプトの王位を引きついだときに採用した慣行は、少なくとも三、〇〇〇年のあいだその国において規則ただしくまもられてきた。われわれの知る限りでは、第一九王朝と第二〇王朝のあいだで、エジプト君主制の最盛

時代にそれが極端といえるほどに実行された。それ以前のすべての王は、王位継承者の合法の母としての彼の姉妹と婚姻している。それでもセテイ王やラメセス王を産みだした種族は、退化の証拠を提供しないし、いまだ世界史における諸王のはるかにもっとも長い系譜の長年の記録のなかには存在しない。彼らのあいだでは、単なる近親婚ではなくて真の近親相姦が、基礎的な太古の原則であつて、近親婚の悪い結果についての学説を支持しようのような事実もない。

もしも血族的結合と、そして種族的退化あるいは病気のなんらかの形とのあいだに恒常的な関係が存在するならば、統計的調査によつて議論の余地なく事実を証明することは容易なことであろう。こうしようとする試みは成功をみなかつた。このようなもつとも十分に全般的な調査は、ジョージ・H・ダーウィン卿によつておこなわれたものである。それは良心的な統計学的研究の古典である。従兄弟姉妹婚の子どもである著者が、彼の父とおなじく、近親婚は有害な結果をとまなうということを強く信ずる傾向を持っており、この信念を研究によつて科学的基礎のうえにおくことをのぞんだという事実によつ



て、その価値は高められた。狂気と精神錯乱の影響にかんして彼の研究結果は、従兄弟姉妹婚からの子どもものパーセントが、血族でない者たちからの子どもものパーセントよりも大ではないということがみいだされた。聾啞者については、従兄弟姉妹からの子どもものパーセントが、他の結婚からの子どもものパーセントとまったく同じであった。繁殖力にかんしては、バランスが従兄弟姉妹婚のほうに、わずかに有利であったことを彼はみいだした。

彼はさらに特殊階級、すなわちちがった結果が予想される貴族について統計をあつめたけれども、従兄弟姉妹が婚姻したところの貴族の子どもにおいては、近親婚でないところの貴族の子どもにおけるよりも、その繁殖力もおとつていないし、生命力もおとつていないということを数字がしめした。ところが彼は、近親婚はなんらかの形において有害な結果をもつということが知られていないという見解をもっていたのであるが、彼の研究の最後の結論は、「両親の従兄弟姉妹関係の結果としての子どもにおこるなんらかの悪い結果があるという証拠はない」ということであつた。有名なイタリアの人類学者マンテガツツァ博士は、ジョージ・ダーウイン卿よりも血族婚の

害のさらにもっと熱心な主張者であつた。そしてかつて彼の所信の根拠を立証するために、統計をあつめることに大変な努力をはらつた。けれども彼はその資料から、そのような有害な結果は論証されないということを認めなければならなくなり失望した。(つづく)

## 紹介

### オホーツクの女たち 創刊号

民衆を、外から見ている

小池喜孝

手にマメこさえて、耕して

(関口エンさんのこと)

トーフツのうつり変りと共に

(池田ハルさんのこと)

開拓のはなし

(伊藤ハルさんのこと)

女教師は私の憧れでした

(米村美登里さんのこと)

八割かたは、女の仕事

(川内ふじさんのこと)

鱒浦の浜で四十年

(森ハルノさんのこと)

あばしりの地に生きて

(中山ハナさんのこと)

生きてきた甲斐があつたよ

(千田キヨさんのこと)

ある婦人の生活記録

(アイ子さんのこと)

オホーツク女性史研究会

網走市台町一丁目五ノ四

鈴木 英子方

# モルガンのこと

——『古代社会』刊行一〇〇年——

緒 方 都

モルガンの『古代社会』について、エンゲルスはその「家族、私有財産および国家の起源」一八八四年刊第一版序文において、「彼の著書は一日にしてなつたのではない。約四十年にわたつて、彼はその素材と取り組み、ついにそれを完全にしたのである」と述べる。

さらに、第二章「家族」において、「モルガンは、いまでもなおニューヨーク州に定住しているイロクオイ族のあいだで、その生涯の大部分をおくり、彼らの部族の一つ（セネカ部族）の養子として迎えられた」と述べて、インディアンと起居を共にした生涯であつたことを記している。

だがエンゲルスは、一八九一年に書いた第四版序文の

最後の注では、「一八八八年九月、ニューヨークからの帰り道に私は、ルイス・モルガンと知り合ひであつた。ロチェスター選挙区の元下院議員にあつた。残念なことに彼はモルガンについて私に多くを語ることはできなかった。彼によると、モルガンはロチェスターで私人として生活し、もっぱら自分の研究に没頭していた」とかいてるのである。

これは第一版と矛盾する記述のようである。すなわち、第一版では生涯の大部分をイロクオイ族の間でおくつたが、第四版ではロチェスターで私人として生活し、研究に没頭していたのである。

『古代社会』のなかで、モルガンが養取されたときの

ことが書かれている。

「数年前わたたくしも、セネカ部族の鷹氏族にかくのごとき養子とされる運命になったが、この時もこの儀式が繰り返された」（青山道夫訳上巻一二七頁）。

クレーダー編布村一夫訳『マルクス古代社会ノート』の訳注によると、「ハンサム・レーク（美しい湖）の後継者はジミー・ジョンソンである。モルガンはこのジョンソンの息子として、したがって有名な首長であり、『私たちの代理演説者』であったレッド・ジャケットの甥として、一八四六年一〇月三十一日に、セネカ部族の第二胞族にぞくする鷹氏族に養取された」のである（二八〇頁）。したがって『古代社会』のなかで、「数年前」に養取されたとあるのを「三年前」と訂正しなければならない。

モルガンのインディアン研究についての著書のうち、エンゲルスの『家族の起源』第一版一八八四年刊では、「ルイス・H・モルガンの研究に関連して」との副題にみられるように、モルガンの主著である(1)『古代社会』一八七七年刊がとりあげられている。このほかに(2)『人類家族の血族と姻族の諸名称体系』一八七〇年刊(この本のリプリントが一八七一年に刊行された。『マルクス

古代社会ノート』訳注二七二頁をみよ)がしめされている。七年後の第四版一八九一年刊では、(3)一八四一年の雑誌論文『イロクォイ族についての諸手紙』と(4)『イロクォイ連盟』一八五一年刊にふれられている。

しかし、ゾルゲあての手紙(一八九〇年五月二九日付)のなかで、「『家族の起源』の新版のために、モルガンの最近の著作をぜひ手に入りたい」とある。これはモルガンの死去の年に刊行された彼の著書(5)『アメリカ原住民の家屋と家庭生活』一八八一年刊のことであり、エンゲルスはこの本を受けとつたとゾルゲに知らせている(一八九〇年七月三〇日付)。この著書については、第四版ではなにもべられていない。

エンゲルスは『家族の起源』のなかのギリシャ・ローマに関する諸章ではモルガンを補足し、「ケルト人とドイツ人に関する諸章および経済的叙述では不十分なので私が追加した」(戸原四郎訳一一頁)とのべ、また「モルガンの書物のように、内容が豊富で書き方のへたな本を要約するのは容易なことではない」(カウツキーへの手紙一八八四年四月一日付。『エンゲルスのカウツキーへの手紙』九三頁)といいながらも、「モルガンは、専門

## 『古代社会』刊行100年記念

# モルガン『古代社会』資料

布村一夫編訳

的知識をもって人類の先史に一定の秩序を与えようとした最初の人」(戸原四郎訳三一頁)であり、「最古のギリシャ、ローマ、ドイツの歴史の、もつとも重要ではあるがこれまで解けなかつた謎を解きあかす鍵を、北アメリカのインディアンの血縁団体のうちに見出したことである」(戸原四郎訳一〇頁)と高く評価しているのである。

モルガンの諸著作のうち邦訳されているのは、残念ながら『古代社会』だけであり、青山道夫訳(岩波文庫)と荒畑寒村訳(角川文庫)などがある。青山訳はホルト会社から一八七七年に刊行された『古代社会』によるものであり、荒畑訳はカー会社から出版されたものによる。このカー版は、さきのホルト版にあるくわしい脚注が省略されている。

今年には『古代社会』が刊行されて一〇〇年にあたる。これを記念して、つぎの遺文や手紙をあつめ、訳したものが、この資料集である。

- (1) モルガン・パーカー往復書簡
  - (2) リンカーン大統領への手紙
  - (3) 時代区分の表
  - (4) モンテスレーマの正餐
  - (5) ネーション誌への手紙
  - (6) 『古代社会』訂補
  - (7) 『カミラロイ部族とクルナイ部族』への序文
  - (8) モルガン・パッサオーフェン往復書簡
- わが国では、早くから、しかも数度にわたって、『古代社会』が訳されたが、この『古代社会』以

外の著作は、なにより一つ訳されていない。まことに残念である。

だが、この資料集によって、モルガンの現実のインディアンのたいする政策、『古代社会』を中心としての民族学的研究の進展などがあきらかになる。とくに一二通のモルガン・パッサオーフェン往復書簡——モルガンの手紙五通、パッサオーフェンの手紙七通——は、パッサオーフェン『母権論』の意義をあきらかにし、二人のあいだの友情あふれる学問的交流をしめしている貴重なものであり、母権の復権のためには不可欠のものである。

限定出版  
予価 六〇〇〇円

家族史研究会  
共同刊

# モルガン

## 犬童信義 訳

モルガン (Morgan)、ルイス・ヘンリー (1818. 11. 21—1881. 12. 17)——アメリカの民族学者で考古学者、原始社会史家、進歩的な社会運動家。教育では法律家で、弁護士の仕事に従事し、後代には商業に従事した。若い時からインディアンのイロクォイ族に興味をもち、一八四〇年にインディアンの研究および彼らに援助をあたえるための結社 Grand Order of the Iroquois (のちの「新イロクォイ連盟」)をつくった。法律家としてインディアンの土地の権利を守るために活動し、そのために一八四七年にインディアンのイロクォイ・セネカ部族によつて(インディアンと白人との間の)「橋であるもの」という名で養取された。アメリカ合州国におけるインディアンの強奪、差別待遇、絶滅に反対する一連の論文を発表した。モルガンの最初の大きな労作『イロ

クォイ連盟』は、主としてイロクォイ族の経済活動の解明では明確な不十分さがあるにもかかわらず、現在にいたるまでこれら諸部族についての最も重要な研究である。その後の諸労作(『人類家族の血族と婚姻の諸名称体系』、ワシントン、一八七〇年刊。『古代社会』、一八七七年刊。ロシア語訳第二版、レニングラード、一九三四年刊。『アメリカ土着民の家屋と家庭生活』、一八八一年刊。ロシア語訳、レニングラード、一九三四年刊)においてモルガンは、すでに主として人類の歴史的経路の進歩と単一のイデアを立証する古代社会史家としてあらわれている。モルガンの学説における中心的個所を占めているのは、原始社会の普遍・歴史的な基礎細胞としての氏族についての、および母権から父権への氏族制度の発展についての命題である。それに結びついているのは共有から

私有への発展についての命題、家族および婚姻の進化についての命題であり、その進化ではモルガンは、乱婚、血族家族、ブナルア家族、対偶家族、一夫一妻婚の、一連の継起する諸段階を区別した。最後にモルガンは原始史の最初の科学的時代区分を創り出し、生活手段の生産における進歩に照応してそれを未開と野蛮の時期に区分し、そのそれぞれを三つの小時期に区別した。進化主義の最大の代表であるモルガンは実際的には進化論からはほとんど脱却することができた。F・エンゲルスの言葉によると「モルガンは、自らの対象の枠の中で、独自の新たにマルクスの唯物論的歴史観を発見した」（「マルクス・エンゲルス著作集」第二版、第三六卷、九七頁）。

K・マルクスとF・エンゲルスはモルガンの諸労作を高く評価した。マルクスはモルガンの『古代社会』の詳細な摘要をつくり、エンゲルスは自らの古典的労作『家族、私有財産および国家の起源』の基礎に『古代社会』を置いた。マルクス主義の創始者たちが批判的にモルガンを利用しながら、自分たちの諸労作では原始史の研究で質的に新しい一步をつくったとはいえ、歴史学においてはモルガンの名は彼らの名と永久に結びつけられ、彼の学

説は反マルクス主義の学者たちの側からの批判の対象である。

現代の民族学および考古学の諸資料は、モルガンの遺産の中には再検討を必要とする一連の命題があるということを示した。血族家族およびブナルア家族の復原はまちがっていると認められており、父系氏族の普遍性は論争的であり、モルガンの時代区分は著しく古くさくなり、今ではより完全なものに置き代えられている。しかしながらモルガンの学説のすべての基本的命題、とくに母系氏族の普遍性および集団婚の原初性についての命題は、新たに蓄積された多くの諸事実によつて確認され、そしてマルクス主義科学によつて発展し続けている。

参考文献。K・マルクス『ルイス・H・モルガン「古代社会」摘要』（「マルクス・エンゲルス・アルヒーフ」第九卷、モスクワ、一九四一年刊）。F・エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』（「マルクス・エンゲルス著作集」第二版、第二一卷）。M・O・コスヴェン『L・H・モルガン、生涯と学説』第二版、レニングラード、一九三五年刊。イ・エヌ・ヴィンニコフ『ルイス・ヘンリー・モルガン遺文集』、モスクワ・レニングラー

ド、一九三五年刊（「人類学および民族学研究所紀要」第二卷）。ユ・イ・セミョーノフ『モルガンの学説、マルクス主義と現代民族学』（「ソヴェト民族学」誌、一九六四年第四号）。L・ホワイト『L・H・モルガン、その生涯と研究』（L・H・モルガン『インディアン調査 日誌、一八五九—六二年』、アンナーバー、一九五九二卷）。C・レゼク『L・H・モルガン、アメリカの学者』、ケンブリッジ、一九六〇年刊。（ア・イ・ベルシッツ。モスクワ。『ソヴェト歴史百科辞典』第九卷、一九六六年刊、六八一—二頁）。

既刊

犬童信義編

改訂・近代熊本農業年表

（明治篇）

頒価一〇〇〇円 送料一二〇円

近刊

犬童信義編

改訂・近代熊本農業年表

（大正・昭和篇）

頒価 未定

農業史研究会  
共同体社  
熊本市池田3-2-30

# 月刊「家庭科教育」

A5版 一三四頁  
定価 四二〇円

52年1月号「男女分業から共業へ」

2月号「男性は家庭科をどうみるか」

3月号「家庭科男女共修運動をどう評価するか」

4月号「新しい家庭科に何を盛り込むか」

5月号「子供の発達と家庭科」

本誌は買い切り雑誌ですので、もよりの書店にご注文ください。直接本社へのご注文は前金でお願いします。

増刊号を含む概算

半年 三七〇〇円  
一年 七四〇〇円

家政教育社  
東京都文京区目白台  
3-21-4 ☎112  
(Tel) 03-945-6264  
振替 東京 72382

女性史研究 第一集

——特集・高群逸枝研究のために——

道  
 新しい高群逸枝論のために  
 奈良時代の夫婦同居制をめぐって  
 ベーベル『婦人論』について  
 母たち（その1）  
 父権と母権

半田 たつ子  
 犬童 美子  
 緒方 和子  
 中山 そみ  
 石原通子 訳  
 卯野木 盈一 訳

女性史研究 第二集

——特集・高群逸枝を撰取する——

風成の女たち  
 『今昔物語集』における婚姻関係  
 寄合婚  
 高群逸枝についての聞書  
 母権と母系——高群逸枝氏の「母系」によせて——  
 姉争ひ  
 母たち（その2）  
 婚姻

古庄 ゆき子  
 緒方 和子  
 中山 そみ  
 光永 洋子  
 犬童 美子  
 下田 ユキエ  
 石原通子 訳  
 卯野木 盈一 訳

女性史研究 第三集

——特集・バツハオーフエン『母権論・序説』——

母から息子へ  
 母権論・序説  
 バツハオーフエン  
 バツハオーフエン  
 バツハオーフエン  
 ギリシアの女神たち  
 富野敬邦氏を偲ぶ  
 『母権論・序説』の最初の邦訳者

紫 雅  
 井上五郎 訳  
 大野 浩 訳  
 丹後杏一 訳  
 犬童信義 訳  
 布村 一夫  
 石原 通子

※ 五冊以上を購入くださるときは送料を当方で負担します。  
 ※ 投稿を歓迎します。採否はおまかせください。

受贈

河野 信子

火の国の女・高群逸枝

新評論・一四〇〇円

村上 信彦

高群逸枝と柳田国男

大和書房・一四〇〇円



女性史研究 第五集予告

——特集・古代の女たち——

古代ローマの女たち

『源氏物語』の中の女たち

木簡にあらわれた女性

『母権論』目次

母権

母たち

ウエスタマーズ年譜

中山 そみ

緒方 和子

宮川 伴子

井上真美子訳

犬童美子訳

石原通子訳

山崎貴美子

1977年5月25日印刷  
1977年6月1日発行

女性史研究 第4集

頒価 500円  
(送料 1冊 120円)

編集 家族史研究会

東京事務局 東京都中野区江古田4-28-5 布村方

☎164 Tel 東京 (03)388-0474

福岡事務局 筑紫郡太宰府町国分辻765-20 伴方

Tel 二日市 (09292)3-06631

☎818-01 家族史研究会福岡事務局

熊本事務局 熊本市池田3-2-30 犬童方

☎860 Tel 熊本 (0963)54-6158

郵便振替口座 ・ 熊本 13171

家族史研究会熊本事務局

共同体社